

第3編 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生
の防御又は拡大を防止するために応急的に実施する対策を定めるものである。

第1章 災害対策本部等

第1節 防災組織

1 明石市災害対策本部

災害対策基本法及び明石市災害対策本部条例に基づき、本市の地域について災害が発生し又は発生するおそれがある場合に市長が本部長となり、市長部局のほか行政委員会等の職員を統括し、災害予防及び災害応急対策の実施の推進を図るための機関である。

なお、市長が不在のときは、副市長が本部長の職務を代行する。

(1) 本部会議

ア 招集等

本部会議は、本部長が招集し、災害予防及び災害応急対策の実施の方針について協議、決定する。

イ 構成

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成し、次に掲げる職にあるものをもってこれに充てる。

(本部長) 市長 (副本部長) 副市長

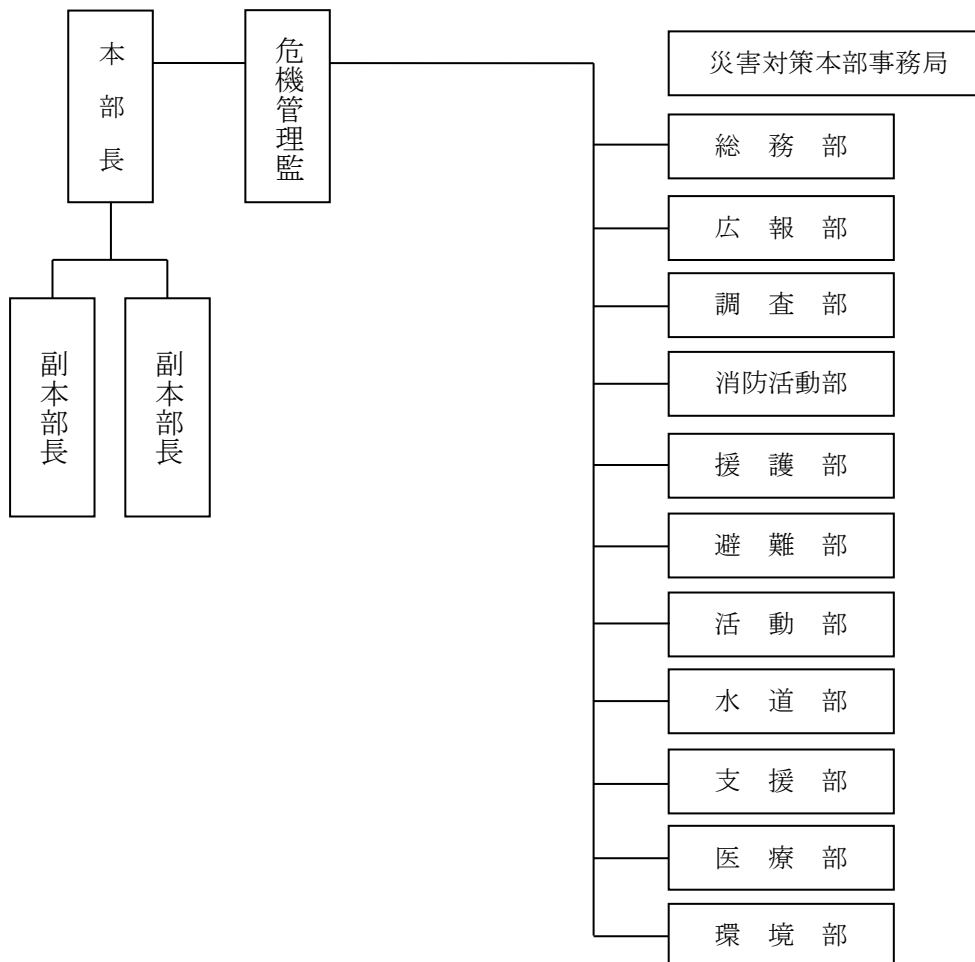
(本部員) 教育長 危機管理監 政策局長 総務局長 市民生活局長 環境産業局長 福祉局長 こども局長 都市局長 公営企業管理者・水道局長 教育局長 消防局長 総務局総合安全対策部長 総務局財務部長 環境産業局環境部長 福祉局あかし保健所長 福祉局保健部長 都市局建築部長 都市局下水道部長 防災関係機関の長

(2) 所掌事務

明石市災害対策本部は、明石市防災会議と緊密な連絡のもとに、本市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施することを主たる所掌事務とする。

(3) 各部の事務分掌

災害対策本部の組織は下記のとおりとし、その詳細及び事務分掌は、別に定める。別に定めるもののほかは、平常時における職制及び事務分掌により実施する。



第2節 動員・配備及び災害対策本部の設置

第1 緊急要員の指定

市長は、初動における緊急要員としてあらかじめ次のとおり指定する。

(1) 指定連絡要員（64名）

気象庁が明石市域において震度階級3もしくは4を観測、発表したとき（以下「明石市で震度3のとき」と略して表記する。）又は津波警報等が発表されたときの初動活動を行う要員で、所属職場付近に居住（おおむね30分以内に参集可能）している職員のうち原則として課長級以上の職員を指定する。

(2) 指定統括者（6名）

明石市で震度5弱以上のときに初動活動の現場指揮をとる要員で、本庁舎付近に居住（おおむね30分以内に参集可能）している職員のうち原則として室長級以上の職員を指定する。

(3) 指定避難所要員（123名）

明石市で震度5弱以上のときに避難所に参集し、開設・初期運営を行う要員で、避難施設としての各小・中学校（41か所）付近に居住（おおむね30分以内に参集可能）する職員を各施設3名ずつ指定する。

勤務時間外においては、指示によらずに参集するほか、勤務時間内においては、第3号配備指令の場合を中心に、指示を受けて参集する。

(4) 指定の見直し

指定連絡要員及び指定統括者の指定並びに指定避難所要員の指定の見直しについては、原則として年度当初に行う。ただし、指定要員が遠方への住所変更等で要員としての役割が果たせなくなったときなどやむを得ない場合は、その都度行う。

第2 地震発生時等の初動体制

1 勤務時間内の初動体制

勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制は次のとおりとする。

(1) 明石市で震度3のとき（連絡体制）

各局部において、緊急連絡に備える体制をとる。

(2) 明石市で震度4のとき（警戒体制）

ア 消防局警防課長並びにあかし総合窓口、市民センター、市立天文科学館（1名）、明石クリーンセンター（1名）、あかし動物センター（1名）、あかし保健所（1名）、明石こどもセンター（1名）、都市局下水道室（1名）、水道局（1名）以外の指定連絡要員は、806会議室に参集し、別に定める体制（勤務時間外の震度4のときの体制）をとる。

イ 各局部においては、通常の業務体制で所管施設等関係情報の収集を行うとともに、災害対策本部体制の準備体制をとる。

ウ 被害状況に応じて、災害応急対策を実施するため市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

(3) 明石市で震度5弱以上のとき又は震度にかかわらず市域に重大な被害が発生したとき（災害対策本部体制）

ア 災害対策本部を設置し、本部会議を開催する。

イ 被害状況に応じて、第1号配備から第3号配備までの体制をとる。

2 勤務時間外の初動体制

勤務時間外に地震が発生、又は気象警報等が発表された場合の初動体制は次のとおりとする。

なお、参集の徹底を図るため、(1)及び(2)の場合、消防局は緊急情報伝達システムにより、参集すべき指定連絡要員に連絡を行うものとする。

(1) 明石市で震度3又は津波注意報発表のとき（連絡体制）

指定連絡要員のうち下記の者が市役所へ参集し、緊急連絡に備える体制をとる。

「震度3又は津波注意報発表のとき」

政策局広報プロモーション室（1名）

総務局総合安全対策室（5名）

都市局（2名）

指定連絡要員は、地震発生後、速やかに本庁舎総合安全対策室に参集し、

ア 緊急連絡に備える体制をとる。

イ 市民等からの問い合わせに対処する。

ウ その他、状況に応じ協議し、体制を拡大又は縮小する。

(2) 明石市で震度4又は津波警報(大津波警報含む)発表のとき(警戒体制)

指定連絡要員全員が市役所及び各所属職場へ参集し、情報収集、市民への対応、緊急連絡等のため次の体制をとる。被害状況に応じて、災害応急対策を実施するため市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

	所 属 名	人員	事務分掌	参集場所	
統 括 係	政策局(市長室)	1名	① 体制の統括 (災害対策本部の設置、増員、縮小) ② 市長、副市長への連絡 ③ 東播磨県民局との連絡 ④ 情報の整理 ⑤ 報道機関との連絡・調整 ⑥ 広報	本 庁 806 会議室	
	(広報課)	1名			
	総務局(総合安全対策室)	10名			
	(総務課)	2名			
	(情報管理課)	1名			
	(デジタル推進課)	1名			
消防局	1名				
情 報 収 集 係	総務局(財務室)	1名	① 情報の収集 ライフライン(関西電力、関西電力 送配電、NTT、大阪ガス、大阪ガ スネットワーク) 交通機関(JR、山陽電車、神姫バス) 明石警察署 国、県等関係機関 市職員の自宅等	本 庁 806 会議室	
	(税務室)	1名			
	市民生活局(市民生活室)	2名			
	(市民協働推進室)	2名			
	環境産業局(産業振興室)	1名			
	(環境室)	1名			
福祉局	4名				
こども局	3名				
情 報 対 策 係	市民生活局(文化・スポーツ室)	1名	① 市民等からの電話及び来庁者への 対応		
	都市局(都市整備室)	2名			
	(道路安全室)	6名			
	(住宅・建築室)	2名			
	(下水道室)	1名			
	水道局	1名			
教育委員会	2名				
	あかし総合窓口	各2名	① 本庁との連絡調整 ② 市民からの電話対応	各職場	
	3市民センター				
	市民生活局(天文科学館)	1名	① 本庁との連絡調整 ② 市民からの電話対応 ③ 所管施設の被害状況等についての 本庁への連絡		
	環境産業局(明石グリーンセンター)	1名			
	(あかし動物センター)	1名			
	福祉局(保健総務課)	1名			
	こども局(明石こどもセンター)	1名			
	都市局(下水道室)	1名			
	水道局	1名			
	消防局	1名			
共 通 事 項				① 各局部長、室長等への状況報告 ② 体制に係る協議 ③ 参集時における被害状況の収集 ④ 災害対策本部開設の準備 等	

ア 地震発生後、上記職員はすみやかに定められた参集場所に参集し、事務分掌にしたがい迅速な対応を図る。

イ 参集職員は、参集時に得た被害状況等を情報収集係に報告する。

ウ 各局部室課は、別途あらかじめ職員を指定しておき、所管施設等関係情報の収集を行い、被害状況等を情報収集係に報告する。

エ 情報収集係は収集した情報を統括係に報告する。

オ 統括係は、被害状況等を取りまとめ市長への報告を行う。

(3) 明石市で震度5弱以上のとき（災害対策本部体制）

ア 基本的事項

- 1 防災配備指令第1号から第3号までの職員は、指令によらず、所属職場に参集するとともに、指定避難所要員は定められた場所に参集するものとする。
- 2 交通事情等により、所属職場に参集できない職員は、最寄りの市民センター又は本庁舎806会議室に参集し、市民センター所長又は指定統括者の指揮下で災害活動を行う。
- 3 災害対策本部を設置し、本部会議を開催する。
- 4 被害状況に応じて、配備体制を決定する。

イ 具体的対応

1 災害対策本部非常体制（初期混乱期）

地震発生直後は、災害対策本部の事務分掌に基づく組織的活動は困難であるため、指定統括者の現場指揮のもとで、順次参集する職員により対応する。

(1) 本庁への参集者は、指示によらず、806会議室に災害対策本部を設置する。

(2) 指定統括者は、参集職員を情報対策係、情報整理係及び活動係に指名し、その任にあたらせる。

情報対策係・・・市民等からの通報への対応

情報整理係・・・被害状況等の情報収集及び整理、広報活動

活動係・・・物資・食糧等の供給、現場活動

(3) 指定統括者は、被害状況等の的確な把握に努め、本部長に報告する。本部長は、指定統括者の報告に基づき、地震発生後すみやかに、第1回目の本部会議を開催する。その場合、本部員が参集していない部にあっては部内で参集している者のうち職制最上位の者が本部会議に入るものとする。

(4) 第1回目の本部会議の開催をもって、指定統括者の現場指揮による非常体制は終了し、組織的対応（災害対策本部事務分掌に基づく対応）へ移行するものとする。指定統括者は、本部会議開始前に関係部長等に業務の引き継ぎを行う。

2 災害対策本部体制（組織的活動期）

(1) 災害対策本部非常体制から災害対策本部体制への移行は、防災無線及び庁内放送により職員に周知徹底するものとする。

(2) 指定統括者から業務の引き継ぎを受けた各部長等は、事務分掌に基づき災害活動を行う。

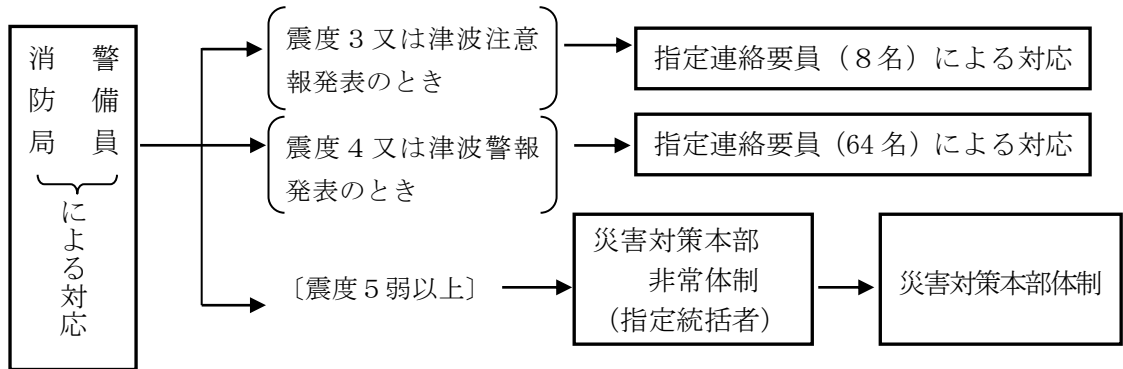
(4) 上記の体制ができるまでの対応

ア 警備員による対応

市民等からの問い合わせに対しては、把握している状況を説明し、加入電話による災害通報にあつては消防局に連絡する。

イ 消防局による対応

- ・消防局で通報を受けた災害への対応を行う。
- ・警備員が取り次いだ加入電話による災害通報への対応を行う。



◎ 震度、初動体制及び配備指令との関係

震度	勤務時間外の初動	勤務時間内の初動	配備指令の基準及び配備内容
3	(連 絡 体 制)		
	指定連絡要員のうち8名が配備指令によらず自主参集し、緊急連絡や市民からの問い合わせ等に備える。	通常の業務体制で、緊急連絡に備える。	
4	(警 戒 体 制)		
	指定連絡要員全員が配備指令によらず自主参集し、緊急連絡、情報収集、市民からの問い合わせ等に備える。	指定連絡要員全員が緊急連絡、情報収集、市民からの問い合わせ等に備える。 各局部室課においては、通常の業務体制で、所管施設等関係情報の収集を行うとともに、災害対策本部配備指令に備える。	
5弱 以上	(災害対策本部体制)		<p><第1号配備> 局地災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。</p> <p><第2号配備> 局地災害が発生した場合で、第1号配備体制を強化し、被害の拡大防止及び軽減を図るための活動が遂行できる体制。</p> <p><第3号配備> 市域の全域にわたって災害が発生した場合又は大規模の災害が発生するおそれがある場合、若しくは局地的災害であっても被害が甚大な場合で、市長が全本部の活動を必要と認めるとき。職員の全員をもって対処する体制。</p> <p><増員要員> 第3号配備体制において、更なる災害対応が必要な場合及び通常業務の継続に対応するための要員。</p>
	第3号配備指令が発せられたものとみなし職員全員が定められた参集場所に自主参集する。 初期混乱期には、指定統括者等による「災害対策本部非常体制」で対応する。その後、「災害対策本部体制」に移行する。	被害状況等により、第1号配備指令又は第2号配備指令若しくは第3号配備指令を発し災害対策本部体制をとる。	

第3 風水害等発生時の災害対策本部等の設置及び配備指令

1 水防本部の設置

水防管理者たる市長は、以下の状況を認めた場合に水防本部を設置する。

但し、緊急の必要があるときは、水防本部長が水防本部を設置することができるものとし、この場合、直ちに水防管理者に報告するものとする。

- (1) 大雨、洪水、高潮警報のいずれかが発表されたとき。（津波警報が発表された場合は、原則、災害対策本部を設置し、明石市での震度4発生時と同様の体制とする。）
- (2) 津波注意報が発表され、浸水のおそれがあるとき
- (3) 台風または異常な低気圧の接近が予測され、避難所の開設準備等、あらかじめ対処体制の準備が必要と認めるとき
- (4) 大雨、洪水、高潮または津波により災害が発生し、または発生するおそれがあると認めるとき
- (5) その他、水防管理者が必要と認めるとき

2 配備指令

市長は、災害への対応体制を整えるため、次の基準に基づき配備指令を発するものとする。なお、警戒体制から活動第2体制までに関する活動については、水防本部体制とし、「明石市水防計画」に定めるところによる。（本編第3章参照）

配備指令の種類	配備指令の基準
連絡体制	津波注意報（震度3以下の時に限る）、暴風警報又は大雪警報が発表されたとき (参集人員については、震度3の地震時に準じる)
警戒体制	大雨（浸水害、土砂災害）警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき
活動準備体制	1 津波注意報が発表され、浸水のおそれがあるとき 2 台風または異常な低気圧の接近等が予測され、避難所の開設準備等、予め対処体制の準備が必要と判断したとき
活動第1体制	大雨、洪水、高潮、津波等により、数時間の間に水防活動の必要性があると判断したとき
活動第2体制	大雨、洪水、高潮、津波等により市内に被害の発生が切迫又は発生し、要員の増強が必要と判断したとき

3 災害対策本部等の設置

市長は、市域の全域にわたって災害が発生した場合又は大規模の災害が発生するおそれがある場合、若しくは局地的災害であっても被害が甚大な場合で、全本部の活動を必要と判断したときは災害対策本部を設置するものとする。

4 配備指令の伝達方法

(1) 勤務時間内の伝達手段

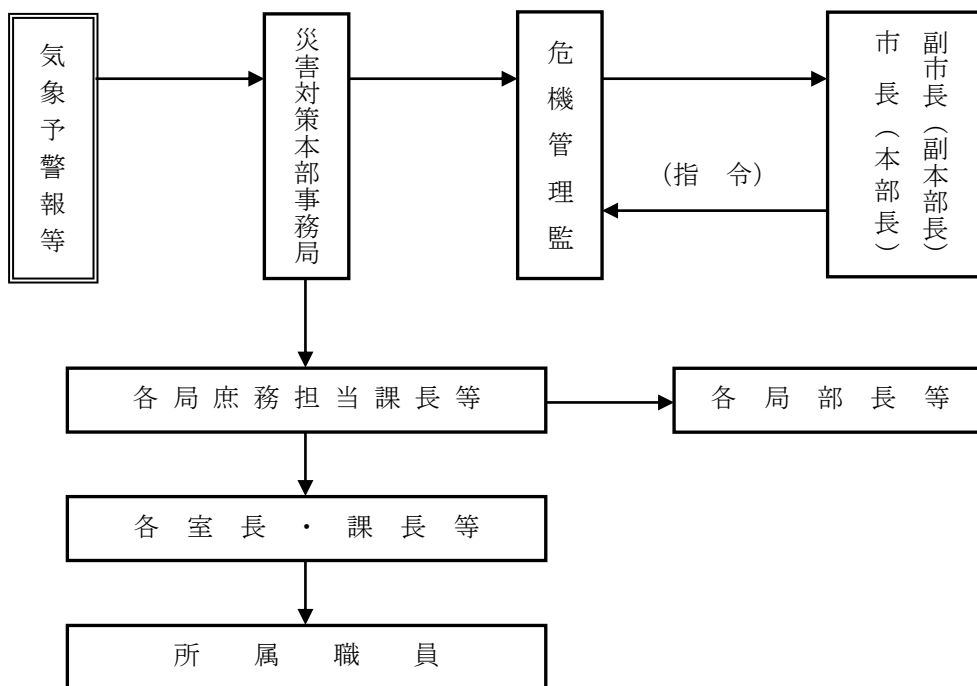
庁内放送、電話等により行う。伝達すべき職員が不在のときは、当該課等の職員に説明し、その次の職員に伝達するよう指示する。

(2) 勤務時間外の伝達手段

電話等により行う。伝達すべき職員が不在のときは、家族等に説明するとともに、その次の職員に伝達する。

なお、迅速かつ効率的な伝達作業を行うため、職員召集・情報伝達システム（mailio）で呼び出しを行う。

－伝達系統－



5 注意事項

- (1) 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び担当事務を了知し、担当事務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、指令がない場合においても定められた部署に速やかに参集し、防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、異常気象等の場合には気象情報等に注意し、その状況により、進んで所属局部長等と連絡をとり、その指揮に従うよう努めなければならない。
- (3) 配備指令を受けた職員は、最短時間で参集するものとし、交通機関が途絶した場合の参集方法についてあらかじめ検討し、考慮しておかなければならない。

第4 災害対策本部の閉鎖

本部長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。

第2章 情報計画

第1節 情報収集及び伝達

〔実施担当〕	情報収集	各部
	被害状況の収集	
	本庁地区	市（活動部・調査班・消防活動部）
	大久保地区	市（〃・〃・〃・地域統括班）
	魚住地区	市（〃・〃・〃・〃）
	二見地区	市（〃・〃・〃・〃）
	情報整理	
	地震	市（総務部情報整理班・庶務班）
	風水害等	市（〃・〃・活動部統括班）
	情報伝達	
知事に対する報告	市（災害対策本部事務局）	
報道機関及び市民に対する伝達	市（広報部広報班）	

1 震度情報

（1）計測震度計

気象庁が、平成7年3月に明石市消防署中崎分署に計測震度計を設置しており、テレビ等により即時に情報提供される。また、兵庫県災害対応総合情報ネットワークとの接続により、観測情報に基づく即時被害予測を行うことができる。

（2）強震計

科学技術庁が、平成8年3月に相生町1丁目の中崎遊園地内に強震計を設置した。これは、科学技術庁の「全国強震ネットワーク事業」の一環で設置されたもので、震度4以上の地震の際に精度の高いデータを得る仕組みになっており、そのデータを全国的に集約することで、被害原因の推定や復興計画の立案などに役立てることができる。

2 気象予警報

(1) 警報・注意報

注意報は災害が発生するおそれのある場合に、警報は重大な災害が発生するおそれのある場合に、神戸地方気象台が一次細分は2区分、二次細分は41区分（市町）により発表する。

ア 注意報の種類と基準（明石市に限る）

注意報の種類	基準
大雨注意報	表面雨量指数基準：7 又は 土壌雨量指数基準：117
洪水注意報	流域雨量指数基準：明石川=20.1、赤根川=6.3、瀬戸川=8.0 複合基準 ※1：明石川(5, 20.1)、赤根川(5, 6.3)、瀬戸川=(5, 7.7)
強風注意報	平均風速 陸上：12m/s 海上：15m/s
風雪注意報	平均風速 陸上：12m/s 雪を伴う 海上：15m/s 雪を伴う
大雪注意報	12時間降雪の深さ：5cm
波浪注意報	有義波高：1.5m
高潮注意報	潮位：1.2m
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
濃霧注意報	視程 陸上：100m 海上：500m
乾燥注意報	最小湿度40%で実効湿度60%
なだれ注意報	①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ20cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上 ※2
低温注意報	最低気温：-4℃以下 ※2
霜注意報	4月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温4℃以下、 姫路特別地域気象観測所で最低気温2℃以下
着雪注意報	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：2℃以下

※1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値

イ 警報の種類と基準（明石市に限る）

警報の種類	基準	
大雨警報	(浸水害)	表面雨量指数基準：19
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準：152
洪水警報	流域雨量指数基準：明石川＝25.2、赤根川＝7.9、瀬戸川＝10.0 複合基準 ※1：瀬戸川＝(5, 8.6)	
暴風警報	平均風速 陸上：20m/s 海上：25m/s	
暴風雪警報	平均風速 陸上：20m/s 雪を伴う 海上：25m/s 雪を伴う	
大雪警報	12時間降雪の深さ：10cm	
波浪警報	有義波高：3.0m	
高潮警報	潮位：2.0m	

※1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

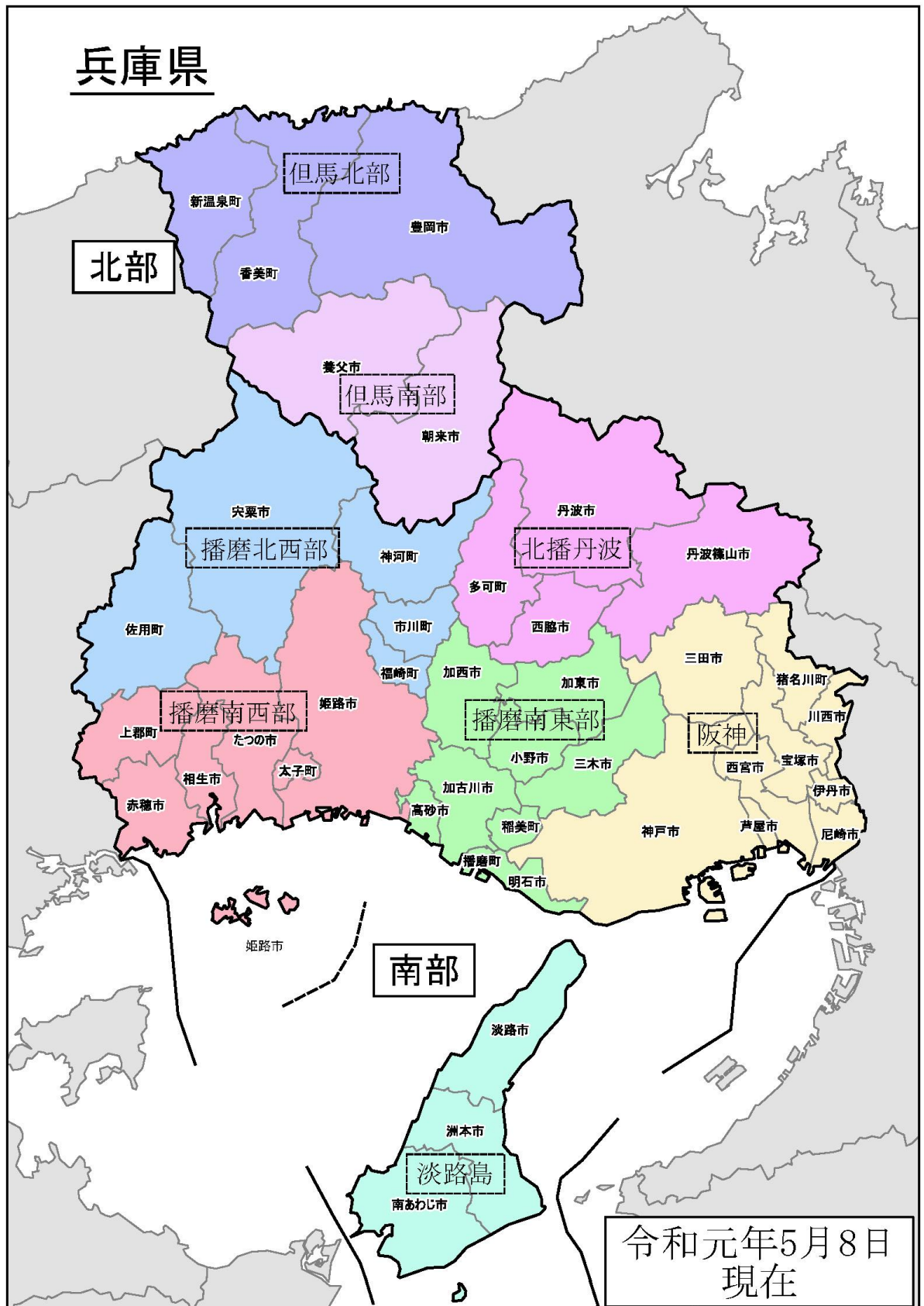
(2) 特別警報

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、神戸地方気象台から発表される。

特別警報の種類と基準

特別警報の種類	基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により波浪になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

気象警報・注意報・天気予報の発表区域



(3) 記録的短時間大雨情報

気象庁が数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報で、明石市は1時間雨量が110mm以上の場合に発表される。

(4) 台風の分類

ア 台風の強さ

階 級	最 大 風 速
台風	17m/s 以上～33m/s 未満
強い台風	33m/s 以上～44m/s 未満
非常に強い台風	44m/s 以上～54m/s 未満
猛烈な台風	54m/s 以上

イ 台風の大きさ

階 級	強風域の半径 (※)
台風	500km 未満
大型(大きい) 台風	500km 以上～800km 未満
超大型(非常に大きい) 台風	800km 以上

※ 強風域の半径；風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲

(5) 気象情報

気象の予報などについて一般及び関係機関に対して発表する情報で、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。県南部は神戸地方気象台が発表する。

(6) 火災警報(消防法第22条)

ア 神戸地方気象台は、明石市に「乾燥注意報」又は「強風注意報」が発表された場合、火災気象通報を行う。

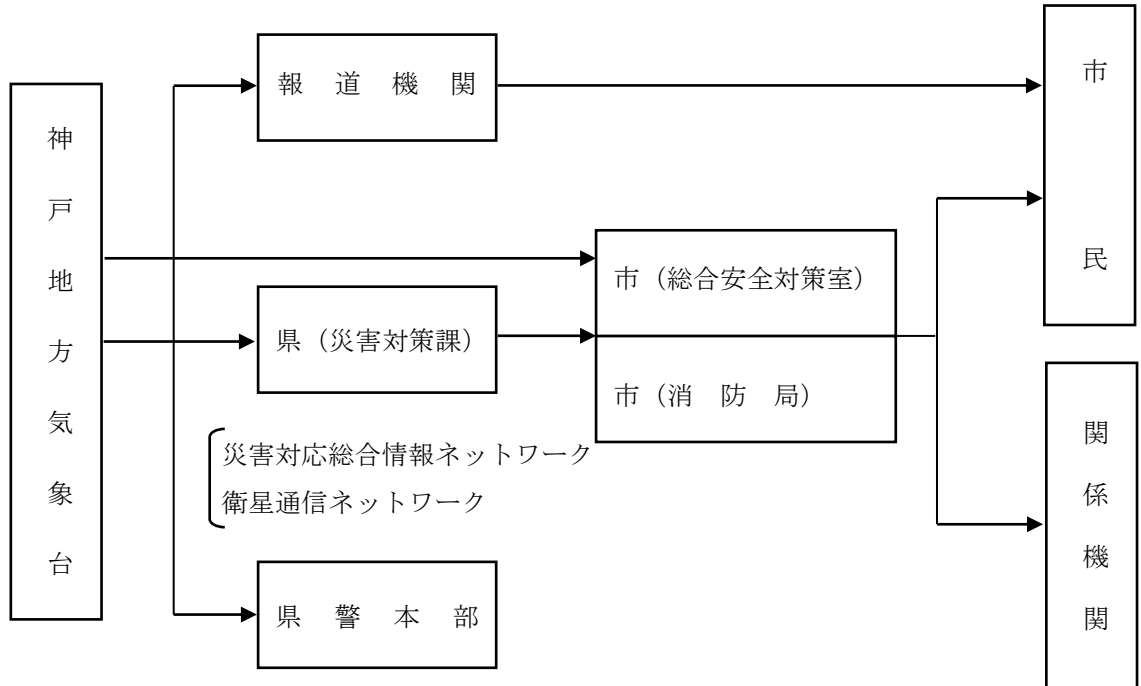
ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ 市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき火災警報を発することができる。

(7) 水防警報

国土交通省大臣又は知事は、洪水又は高潮及び津波等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法第16条に基づき水防警報を発することとする。

－気象情報伝達系統図－



3 被害状況等の収集情報

- (1) 震度情報、津波情報（地震）
- (2) 気象情報（風水害）
- (3) 人的被害状況
- (4) 家屋被害状況
- (5) 火災状況
- (6) 道路交通の状況（道路陥没・亀裂、崖崩れによる道路障害、落橋等）
- (7) 交通機関の運行状況
- (8) 電気、ガス、水道、下水道、通信等のライフラインの状況
- (9) 公的施設の被害状況
- (10) その他市民生活に関する情報

4 被害状況等の収集方法

(1) 職員による参集途上での情報収集

職員は、参集途上において「被害状況報告」等を活用し、情報収集に努めるものとする。

(2) 市民、自主防災組織等からの通報

(3) 各部局による収集

ア 地震の際には、発生直後のできる限り早い時点で、市域全体のおおよその被害状況を把握するため、調査班、消防活動部及び地域統括班（市民センター）は連携を図りながら情報収集を行う。

イ 風水害等の際には、活動部、調査班、消防活動部及び地域統括班（市民センター）は連携を図りながら情報収集を行う。

ウ 各局部においては、所管する公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、被害状況の調査を行う。

エ 安否不明者、行方不明者及び死者の情報収集については、住民基本台帳等も活用し、発災後48時間以内に兵庫県へ報告するように努める。

(4) ライフライン、警察、交通等防災関係機関については、連絡窓口の整備やホットラインの設置等により、情報収集体制を確立する。

(5) 報道機関からの収集

5 勤務時間外に地震が発生した場合の初期情報収集体制

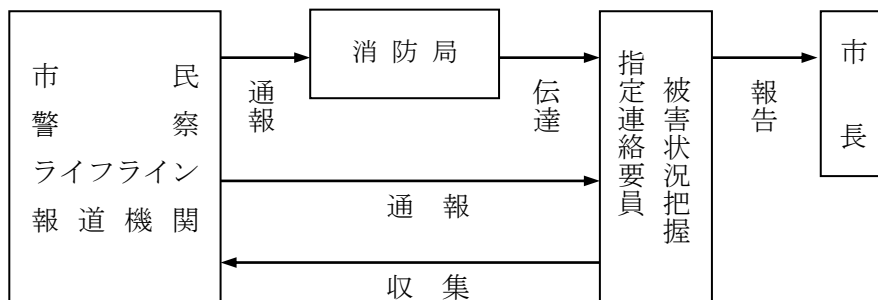
地震発生直後は、情報収集体制が整うまでの間、消防局及び市役所警備員室において情報収受を行い、その後、次の情報収集体制により行う。

(1) 明石市で震度3の場合

消防局は指定連絡要員に情報伝達を行うとともに、指定連絡要員は引き続き市民等からの通報に備える体制をとる。

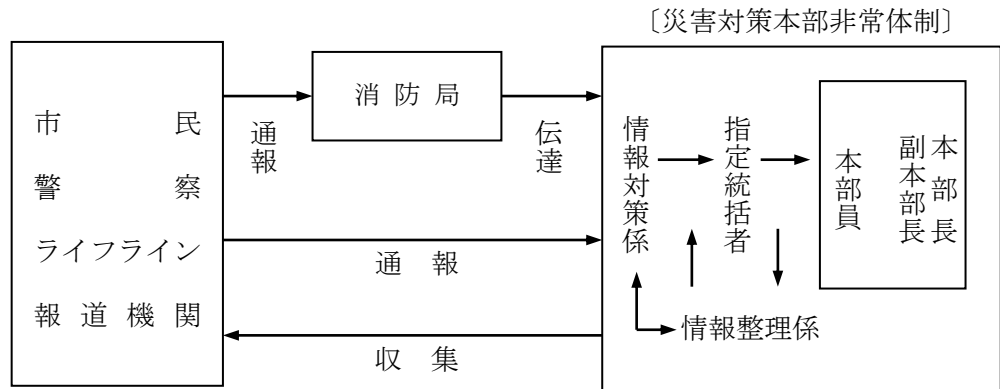
(2) 明石市で震度4の場合

各部局の指定連絡要員により情報収集伝達体制をとり、被害状況等について市長に報告する。

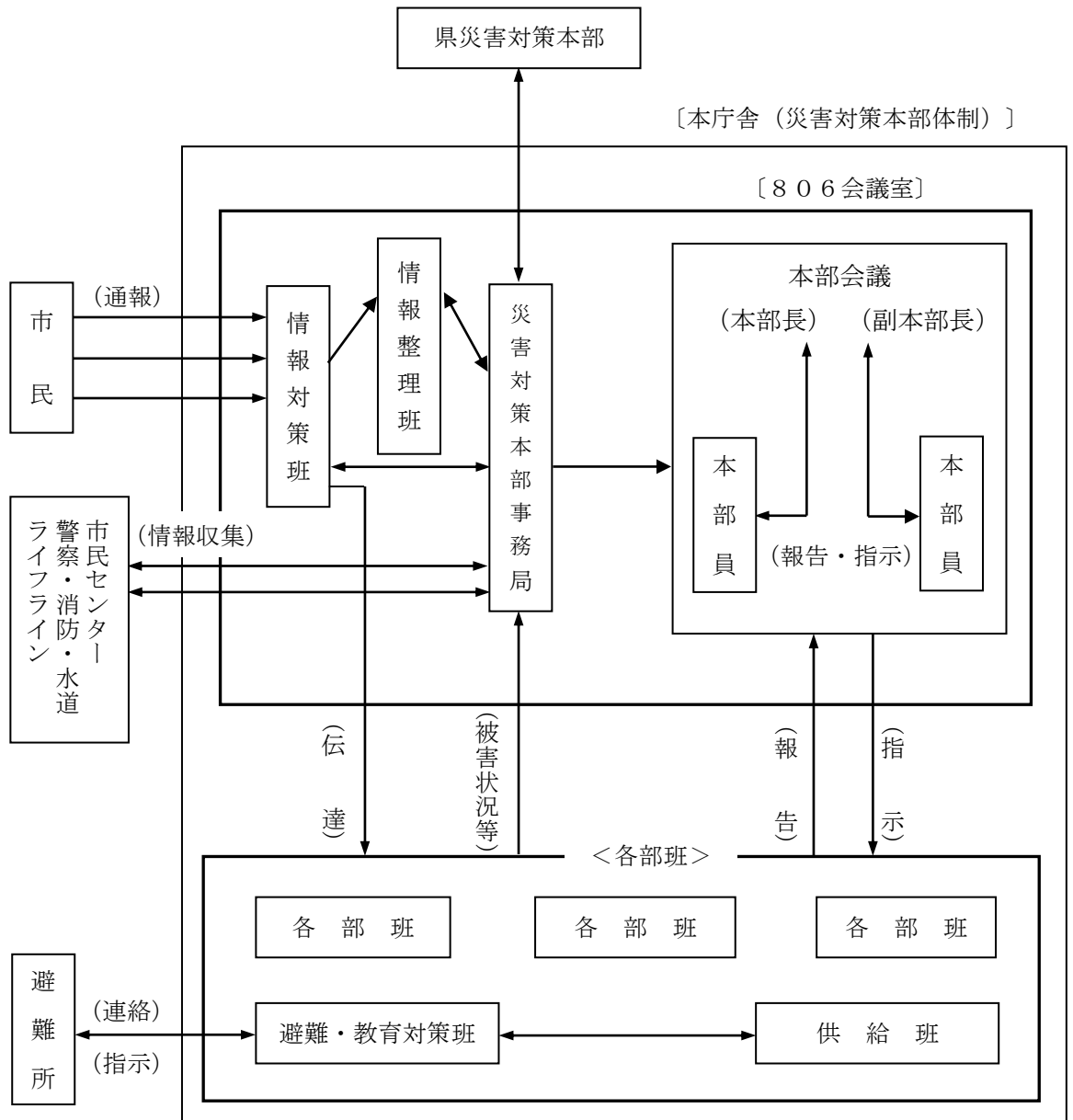


(3) 明石市で震度5弱以上の場合

ア 災害対策本部非常体制による情報収集



イ 災害対策本部体制による情報収集



6 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常気象（津波、異常潮位、洪水等）を発見した者は、次のとおり関係機関に通報するものとする。

- (1) 異常気象を発見した者は、ただちに市長、又は警察官もしくは海上保安官に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、ただちに市長及び上部機関に通報するものとする。
- (3) (1)、(2)により通報を受けた市長は、ただちに気象官署及び県地方機関に通報するとともに、住民に対し周知を図るものとする。
- (4) (3)により通報を受けた県（地方機関）は、ただちに県（本庁関係各課）に通報するものとする。

7 情報収集についての注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 被害状況等の迅速かつ正確な収集及び報告を図るため、消防局及び各部等は、地域内の防災関係機関と常に緊密に連絡を図らなければならない。
- (3) 各部等がそれぞれの所管事項及び所管の公共的施設の被害状況を調査する場合は、市、国、県、その他公共的団体又は私人が所有し、若しくは管理する施設であって、市民生活に影響のある被害を受けた施設の被害状況についても調査報告するものとする。

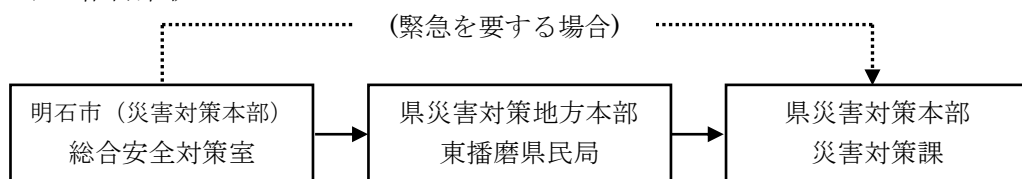
8 情報伝達

- (1) 県知事への被害状況の報告

ア 報告の基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (イ) 災害対策本部を設置した災害
- (ウ) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（明石市で震度4以上を記録した地震、又は市域内に被害を生じた地震）
- (オ) (ア) 又は (イ) に定める災害になるおそれのある災害（地震発生時）
- (カ) (イ) 又は (エ) に定める災害になるおそれのある災害（風水害発生時）

イ 報告系統



ただし、通信の不通等により県へ報告できない場合、内閣総理大臣（窓

口：消防庁)に直接災害の状況を報告するものとする。

ウ 報告の内容・方法

市は県へ、災害の状況について、定められた様式に基づき、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告を行う。

(ア) 緊急報告

市は、庁舎・庁舎周辺の被害を県に報告する。また、消防局は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、直ちに消防庁、県それぞれに対し、報告する。

(イ) 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したときは、直ちにその第一報を「災害概況即報」により、県へ報告することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県へ報告することとする。また、市は、市内で震度 5 強以上を記録した場合は、その第一報を県へ報告することとする。

(ウ) 被害状況即報

市は、被害状況を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で県へ報告することとする。

また、上記(イ)「災害概況即報」で消防庁に報告を行った場合で、消防庁長官から要請があったときは、市は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うこととする。

(エ) 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県へ文書で災害確定報告を行うこととする。

(2) 関係部・市民センター等出先機関への伝達

市(災害対策本部)で収集した被害状況のうち必要なものは、災害対策本部事務局がそれぞれ関係部等に伝達するものとする。

(3) 防災関係機関への伝達

市(災害対策本部)と各防災関係機関間で被害状況等の相互交換が必要なときに、有線通信又は無線通信により伝達を行う。

(4) 報道機関及び市民への伝達

報道機関及び市民への伝達は、「第3編第2章第2節 災害広報」により行う。

第2節 災害広報

〔実施主体〕 市（広報部広報班・消防活動部）

大規模な災害の発生に際しては、各種情報の不足や誤った情報のため社会不安や混乱を生ずることが予想される。したがって、災害発生に関する情報のみならず被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について、多様な手段を用いて積極的に広報を行い、社会不安の沈静や応急対策の円滑な実施に資する。

1 住民への広報の内容

災害発生初期段階	二次段階
① 火の始末	① ライフラインの復旧状況
② ガス漏れ情報	② 給水場所
③ 余震・津波情報（地震発生時）	③ 交通機関の復旧状況
④ 気象情報（風水害発生時）	④ 交通規制情報
⑤ 避難情報	⑤ 道路の復旧状況
⑥ 断水状況・給水場所	⑥ 公衆浴場情報
⑦ 避難所情報	⑦ 各種相談窓口開設情報
⑧ パニック防止の呼びかけ	⑧ 応急対策実施状況
⑨ 交通機関運行状況	⑨ 各種支援情報
⑩ 道路通行止め情報	⑩ その他生活関連情報
⑪ ライフライン被害状況	
⑫ 医療機関の受入れ情報	

2 広報の方法

（1）防災行政無線での放送

地域住民には屋外拡声子局で、避難所には戸別受信機で、それぞれ情報提供を行う。特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等へ伝達するものとする。

なお、震度5弱以上が観測された場合、津波警報が発表された場合、特別警報が発表された場合には、J-ALERT（全国瞬時警報システム）により自動的に放送される。

（2）広報車の活用

市公用車により、きめ細かな広報活動を展開する。

（3）テレビ、ラジオ、新聞等への報道要請

市は、災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に報道要請を行う。なお、放送局を利用する場合は県を通じて放送要請を行う。県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して放送要請を行う。

(4) ケーブルテレビへの報道要請

平成19年11月に株式会社明石ケーブルテレビとの間で締結した、「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、同社にテロップ放送や通常番組を中断した緊急放送などの要請を行う。

(5) インターネットによる情報提供

明石市のホームページを通じて、インターネットによる災害情報を市内外に向けて発信するとともに、必要に応じて、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。

また、登録制メール「防災ネットあかし」や携帯端末の緊急速報メール、エリアメールのほか、X（旧ツイッター）、フェイスブック等のソーシャルネットワークサービス、Lアラート（災害情報共有システム）など多様な手段を用いて効果的に情報提供を行う。

(6) 市広報紙臨時号の発行

文字情報は無用の混乱を招くことのない有効な手段であり、早期に市（災害対策本部）の広報臨時号を発行し、避難所等への配付を行う。

－広報用放送文例（地震発生時）－

発 生 直 後	<p><自動放送>（※ 兵庫県南東部で震度5弱以上の場合） 上りチャイム こちらは防災明石です。地震が発生しました。 火の始末をして下さい。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動して下さい。（以後2回繰り返し）</p>
発生から数時間	<p>こちらは、明石市役所です。さきほどの地震は震度〇と発表されました。揺れは次第におさまってきています。落ち着いて行動して下さい。電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。 出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにして下さい。 ラジオをつけて、今後の放送に十分注意して下さい。</p>
避 難 誘 導	<p>こちらは、明石市の災害対策本部です。 ただ今の地震により、〇〇地区で火災が発生し、△△方向へ燃えひろがる危険があります。 〇〇地区のみなさん、△△公園へ避難して下さい。 避難する際は、次の事に注意して下さい。 荷物は最小限にして下さい。 車を道路に乗り捨てないで下さい。 警察官等の指示にしたがって下さい。</p>
被 害 状 況	<p>こちらは、明石市の災害対策本部です。 地区では、ただ今の地震による火災が発生し、延焼中です。現在、地震のため、電気、水道、ガス、電話が各所で分断されています。 地区のみなさんは、冷静に今後の放送を聞いて下さい。</p>

－広報用放送文例（津波情報発表時）－

津波注意報 発表時	<p><手動放送> サイレン（10秒吹鳴2秒休止×2回） 津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。 （以後2回繰り返す）こちらは防災明石です。下りチャイム</p>
津波警報 発表時	<p><自動放送> サイレン（5秒吹鳴6秒休止×2回） 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 （以後2回繰り返す）こちらは防災明石です。 下りチャイム</p>
大津波警報 発表時	<p><自動放送> サイレン（3秒吹鳴2秒休止×3回） 大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。 （以後2回繰り返す）こちらは防災明石です。 下りチャイム <緊急放送> こちらは防災明石です。 大津波警報が発表されました。海岸付近の方は直ちに高台に避難するよう指示します。</p>

－広報用放送文例（風水害発生時）－

被害状況	<p>こちらは、明石市の災害対策本部です。 〇〇地区では、現在の暴風雨で、土砂くずれ、浸水などの被害が相次いでいます。 〇〇地区のみなさんは、今後の放送に十分注意して下さい。</p>
避難誘導	<p>こちらは、明石市の災害対策本部です。 〇〇川☆☆付近で決壊のおそれがあります。 □□地区のみなさん、避難の用意をしてください。 避難場所は、△△（小・中学校）です。 避難する際、荷物は最小限にして下さい。</p>
交通規制状況	<p>こちらは、明石市の災害対策本部です。 現在、国道〇〇号の△△から□□の間で、車の通行が禁止されています。 交通機関は全て平常どおり運行されていますので、市民のみなさんはできるだけ、車の利用は避けて下さい。</p>

（参 考）

兵庫県南部地震の際の広報活動

- ① 市政だより臨時号 NO1(1月19日)～NO7(1月27日)
- ② 市政だより号外(新聞折り込み) 5回
- ③ 明石ケーブルテレビ 延べ350時間放送
- ④ AM神戸 30秒延べ28回放送
- ⑤ その他新聞広告、屋外広告等

※ 報道関係機関に対し、精力的に情報提供、報道要請を行ったにもかかわらず、明石市の情報があまり報道されず、市民から苦情の声が多く寄せられた。

第3節 災害通信

1 有線通信

- (1) 市庁舎電話施設及び庁内放送施設
- (2) 携帯電話
- (3) 県庁とのホットライン
- (4) 火災報知専用電話（119）
- (5) 消防用指令電話施設及び消防署内放送施設

2 無線通信

- (1) 兵庫衛星通信ネットワーク
 - ア 防災電話及び防災ファクシミリ
 - イ 音声一斉同報及びファクシミリ一斉同報
- (2) 市庁舎と出先機関及び避難所等を結ぶ防災行政無線（同報系）
- (3) 消防用無線
- (4) 水道用無線
- (5) 非常通信（簡易無線機）

（地震、台風等、他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持を行う場合に限り使用する）

3 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（平成8年9月運用開始） （フェニックス防災システム）

- (1) 震度情報、気象情報等の情報収集システム
- (2) 地震計と接続した即時被害予測システム
- (3) 被害状況の管理等災害情報システム及び災害対応支援システム
- (4) 映像情報システム
- (5) 地図情報システム
- (6) 広報システム

4 兵庫県広域災害・救急医療情報システム（平成15年4月運用開始）

- (1) 緊急搬送要請
- (2) 個別搬送要請
- (3) 医療機関状況検索
- (4) 災害地図検索
- (5) 災害拠点病院一覧
- (6) 救護所一覧

第4節 被災者への情報提供及び支援

1 安否情報の収集、提供

災害対策基本法に基づき、市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助活動等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

安否情報の提供にあたっては、DV（配偶者からの暴力）対応等を考慮し、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防、警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努める。

2 被災者台帳の作成

災害対策基本法に基づき、市は、必要に応じて、被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者への総合的かつ効率的な支援の実施に努める。

第3章 広域応援体制

県及び他市町、消防、自衛隊の応援体制については次のとおり。各機関からの応援を効果的に受けるための受援体制等に関しては、明石市事業継続計画（BCP）において定める。

また、各機関から活動拠点設置の申し出があった場合は、市役所駐車場を提供するものとする。

第1節 県及び他市町応援体制

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局・総務部・消防活動部）

1 県及び他市町相互応援

(1) 県への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため県及び他市町の応援が必要であると認めるときは、原則として東播磨県民局長（県災害対策地方本部長）に対し応援要請を行うものとする。

	N T T回線		衛 星	
	電 話	F A X	電 話	F A X
兵庫県東播磨県民局 総務企画室 総務防災課	079-421-9016 079-421-9289	079-424-6616	本庁は60発信で 7-15187-172-511 512	本庁は60発信で 7-15187-172-630
(県民局不通時) 兵庫県災害対策本部 事務局	078-362-9900	078-362-9911 078-362-9912	本庁は60発信で 151-5331、5332	本庁は60発信で 151-6380～6381
(同本部未設置時) 災害対策課	078-362-9988	同上	151-3140	同上

(2) 他市町への応援要請

近隣市町との間に相互応援協定を締結しており、市長は必要と認めるときは、この協定に基づき応援要請を行う。

ア 災害時における相互応援協定（平成18年5月11日締結）

協定市町の区域内において災害が発生した場合、職員、物資等の相互応援を行う。

協定市町の区分（◎は連絡担当市町、○は副連絡担当市町）

〔 阪神地域・・・西宮市、◎芦屋市、宝塚市、○三田市
神戸地域・・・神戸市
播磨地域・・・○三木市、稲美町、◎明石市 〕

イ 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（平成17年9月1日締結）

災害が発生した場合、廃棄物処理に必要な資機材の提供、職員の派遣等の相互応援を行う。（兵庫県、県下各市町、清掃関連事務組合）

- ウ 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月1日締結）
災害対策基本法に基づき、県内で災害が発生した場合は、県及び県内市町（29市12町）による資機材・物資の供給、職員の派遣等の応援活動を実施する。
- エ 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（平成18年11月1日締結）
東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合は、応援協定に基づき、広域災害対策本部の設置、職員の派遣、物資の供給等必要な応援を相互に行う。
※ 東播磨県民局及び北播磨県民局管内の8市3町を2ブロックに分け、各々年度ごとにブロック別代表市町を定めている。
・東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
・北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
- オ 淡路市との間における災害時における相互応援に関する協定（平成19年9月1日締結）
明石市及び淡路市のいずれかの市域において災害が発生した場合、物資の提供、職員の派遣等の相互応援を行う。
- カ 東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定（平成24年4月1日締結）
東播磨地域及び中河内地域のいずれかの市域において災害が発生した場合、物資の提供、職員の派遣等の相互応援を行う。
- キ 災害時における兵庫県明石市と千葉県市川市との相互応援に関する協定書（平成25年1月17日締結）
明石市又は市川市のいずれかの市域において災害が発生した場合、物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れ等の相互応援を行う。
- ク 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（平成25年12月27日締結）
海ネット共助会員の地域において災害が発生した場合、物資の提供、職員の派遣、医療機関への被災傷者等の受入れ、被災者への臨時的な居住施設の提供等の相互応援を行う。
- ケ 播磨広域防災連携協定（平成26年4月22日締結）
播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、物資の提供、職員の派遣、被災者の受入れ等の相互応援を行う。
- コ 中核市災害時相互応援協定（平成30年4月1日締結）
中核市のいずれかの市域において災害が発生し、被災市が十分な応急措置を実施できない場合は相互に応援協力し、応急対策、復旧・復興を遂行する。

(3) 近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定（平成8年2月20日締結）

近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）の区域内において災害が発生した場合、職員の派遣、物資の提供等の相互応援を行う。

2 消防相互応援

(1) 神戸市・明石市消防相互応援協定（平成19年2月6日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、神戸市又は明石市の区域内に火災及び火災を除く災害又は救急事故が発生した場合に相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期すことを目的として、協定を締結している。

(2) 明石市・加古川市消防相互応援協定（平成19年3月30日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、明石市、加古川市、稲美町及び播磨町の区域内において火災及び火災を除く災害又は救急事故が発生した場合に相互の消防力を活用して、被害を最小限度に防止することを目的として、協定を締結している。

(3) 兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害に対処することを目的として、相互応援協定を締結している。

（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町、神戸市、明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市、小野市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市、豊岡市、南但広域行政事務組合、美方郡広域事務組合）

3 兵庫県消防防災航空隊（平成8年10月21日発足）

市町職員及び県職員から構成される兵庫県消防防災航空隊が設置されており、市町が災害時において、ヘリコプターの緊急運航を必要とするときは、「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、県へその要請を行うことによって、県の保有する消防防災ヘリコプターを活用することができる。（要請手続きは、第10章第2節の「輸送対策」に記載）

4 緊急消防援助隊

消防組織法第44条の規定に基づき、大規模又は特殊災害等が発生した被災地に他の都道府県から消防部隊等を派遣して、消火、救助、救急活動を実施する。

緊急消防援助隊の応援を受ける場合は、地震水火災等の大規模災害又は、特殊災害が発生し、兵庫県内の消防部隊だけでは対応が困難となり、もしくは困難であることが予想される場合に、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広74号。以下「要請要綱」という。）第4条第1項に基づき、市長から兵庫県知事に応援を要請する。

第2節 自衛隊の派遣要請

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局）

1 災害派遣要請

- (1) 自衛隊の応援を必要とする各部長等は、速やかに市長（災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 報告を受けた市長（災害対策本部長）は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、東播磨県民局長（県災害対策地方本部長）及び明石警察署長等と十分連絡を取り、県知事（県災害対策本部長）へ派遣を求めることができる。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 希望する派遣区域及び活動内容
 - エ 要請責任者の職氏名
 - オ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - カ 派遣地への最適経路
 - キ 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

2 自主派遣

市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記の要求ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。市長は自衛隊に通知したことを速やかに知事に通知しなければならない。

3 派遣要請に伴う準備

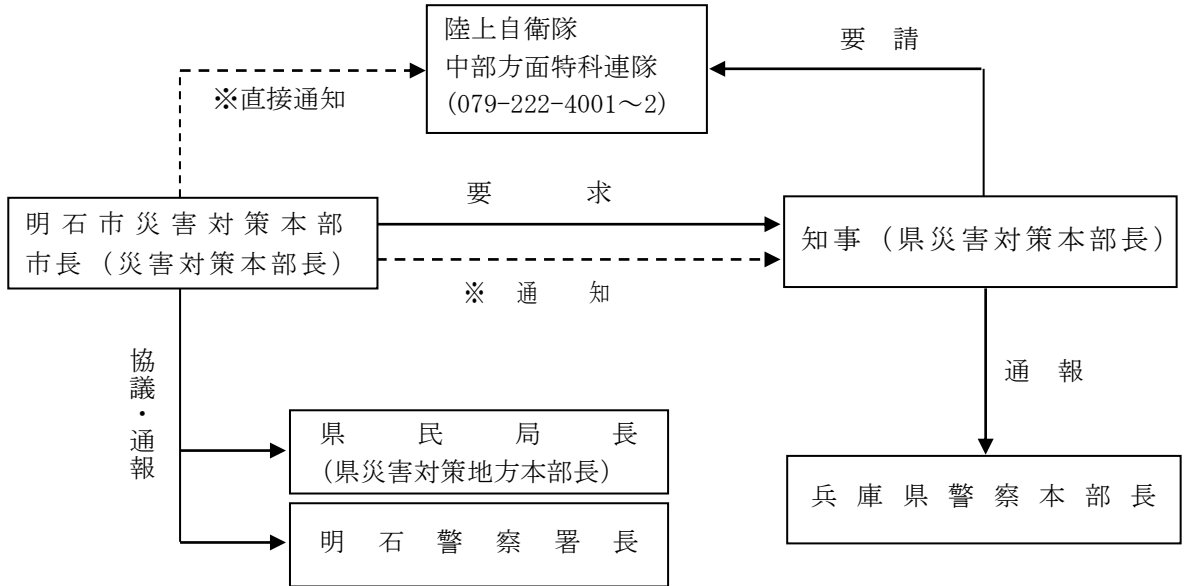
自衛隊の派遣が決定した場合、応援を必要とする部は、次の点に留意し、派遣部隊の活動が十分に行えるように努めること。

- (1) 作業実施期間中は現場責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (2) 派遣部隊の作業に必要な器材等については、でき得る限り本市で準備し、速やかに活動が開始できるよう留意すること。
- (3) 状況に応じ、物資投下場所の選定準備をしておくこと。
- (4) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の選定準備をしておくこと。
宿泊場所は、中央体育会館等市の公共施設を利用する。

4 撤収要請

災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合又は作業が進み復旧の段階に入った場合においては、市長（災害対策本部長）は速やかに知事に対して自衛隊の撤収の要請を行うものとする。

—派遣要請系統図—



第3節 ボランティア活動の支援

〔実施担当〕 市（援護部要配慮者対策班）・明石市社会福祉協議会

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティア活動の調整、受入れ体制の整備等を図る機関として、明石市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア団体や個々のボランティアの総合調整を行う。

なお、災害ボランティアセンターの設置場所は明石市立総合福祉センターとし、必要に応じてサテライトを設置する。

2 ボランティアの活動内容

- (1) 災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 避難所の運営補助及び被災者支援
- (3) 被災者のための炊き出し
- (4) 生活支援物資の搬送・整理・配布等の作業
- (5) 被災地域の清掃活動
- (6) 家財の片づけやゴミの搬出、がれきの片づけ・分別、泥だし
- (7) ボランティア活動場所への道案内
- (8) 話し相手（心のケアの支援）
- (9) イベントやサロン活動の支援
- (10) その他の応急対策活動

3 兵庫県災害救援専門ボランティア

一般ボランティアでの対応が困難と判断される内容については、市と明石市社会福祉協議会で協議のうえ、兵庫県に対し、災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊「HEART-PHOENIX」）の派遣を要請する。

（災害救援専門ボランティアの活動分野）

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護
- (4) 建物判定
- (5) 手話通訳
- (6) コーディネーター
- (7) 輸送
- (8) 情報、通信

第4章 住民等の防災行動

1 住民等の行動

大規模災害の場合、市の対応には時間を要することがあるため、地震発生直後においては、住民は、まず「自らの身の安全は自らが守る」という意識をもって行動する。

また、大規模災害時には、情報・交通網の寸断等により、防災関係機関の活動能力は著しく低下することが考えられるため、「地域の安全は地域ぐるみで守る」との認識のもと、地域住民が自主防災組織等を中心に、日頃の連帯感と協力で、集団として防災活動を展開する。

2 自主防災組織等の行動

自主防災組織等は、要配慮者をはじめ周辺住民の救助等の防災行動に努めなければならない。

特にリーダーは、正しい状況判断により、地域全体の代表としての冷静な行動力が求められる。

- (1) 地域内情報の収集・伝達に関すること
- (2) 正しい情報の収集・伝達に関すること
- (3) 出火防止・初期消火に関すること
- (4) 救出・救護に関すること
- (5) 避難誘導及び避難生活に関すること
- (6) 要配慮者の安否確認及び救助活動に関すること
- (7) 給食・給水に関すること

3 避難方法

(1) 避難の準備

避難の準備については、次の諸点に留意するよう周知徹底を図るものとする。

ア 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行い、電気のブレーカーを切ること。

イ 避難者は、非常持ち出し袋（貴重品、食糧、水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の着替え、肌着、携帯ラジオ、照明具、緊急医療品、健康保険証等）を携行すること。

ウ 避難者は、防寒雨具等を携行すること。

エ 避難者は、氏名票（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を携行すること。

なお、病院、産院等にあつては、平時において避難計画をたて、消防署、警察署等との連絡を密接に行うこと。

オ 避難者は避難場所（指定避難所のほか、安全が確認された親戚宅・ホテ

ル・自宅等)、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択(立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保)や必要性(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと)を確認すること。

(2) 避難順位及び携行品の制限

ア 避難順位

緊急を要する地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- | |
|-----------------------------|
| 1 老幼者、病人、障害者及び妊産婦とこれに必要な介助者 |
| ↓ |
| 2 上記以外の市民 |
| ↓ |
| 3 防災義務者 |

イ 携行品の制限

安全に避難を行うことを第1の目的とし、非常持ち出し品以外の過重な携行品及び緊急に必要としない身回品は、携行しないよう指導を行う。

(3) 避難者誘導方法及び輸送方法

ア 誘導は自主防災組織、警察等の協力を得て行う。

イ 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。

ウ 避難経路の途中に危険箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際してあらかじめ伝達しておく。

エ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

オ 夜間においては、投光器、照明器具を使用して避難経路を照射し、照明器具を携行した誘導員を配置し、避難の安全を図る。

カ 避難誘導を実施する際は、誘導員の安全確保に十分な配慮を行う。

第5章 被災者の救援救助

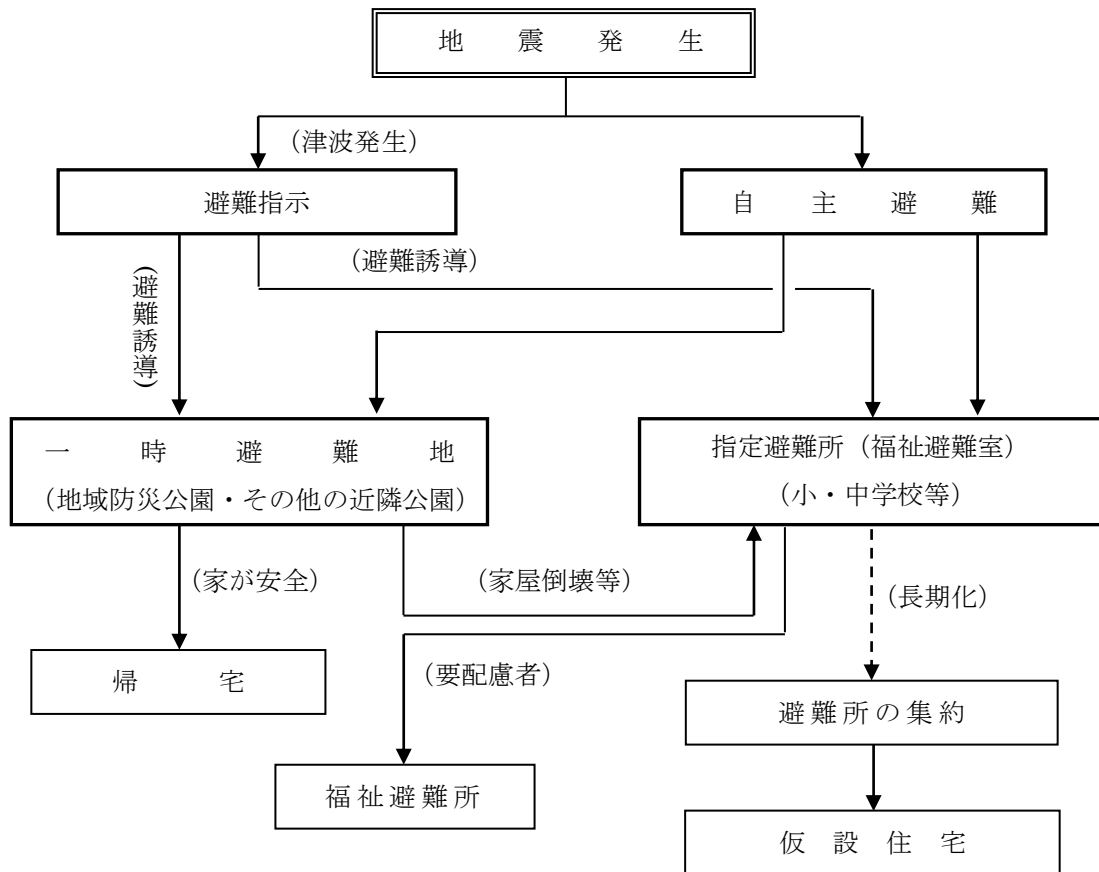
第1節 避難計画

〔実施担当〕	避難の指示、誘導	市（災害対策本部事務局・広報部 ・活動部・消防活動部）
	避難所の開設・運営	市（避難部）
	要配慮者の避難誘導	市（援護部要配慮者対策班）

1 避難のシステム

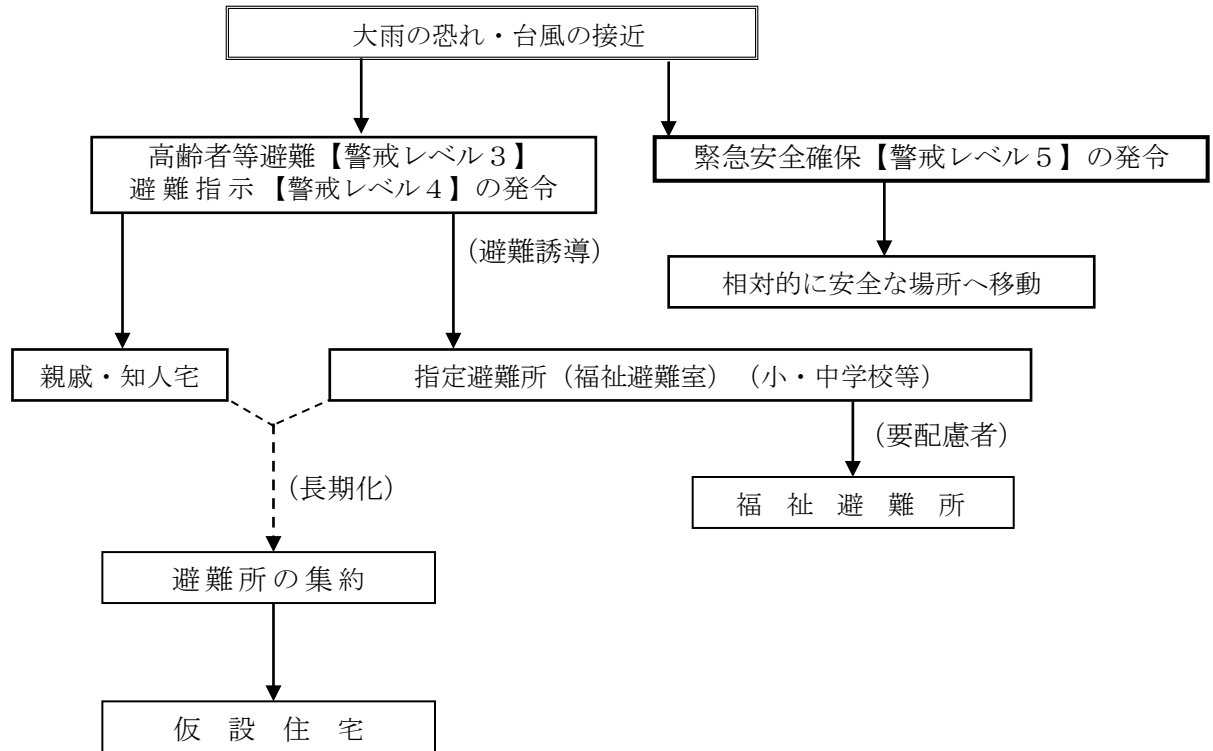
(1) 地震発生時の避難システム

地震災害が発生したときの避難のシステムは以下のとおりとする。



- ※ 普段から標高等を考慮した安全な避難経路・避難場所を確認しておく。
- ※ 津波に対しては、まずは避難することが必要で、津波が収束するまで高台などへの一時避難を継続し、安全が確認された後、状況に応じて避難所等へ移動する。
- ※ 高台などの安全な場所へ避難する時間がなく、緊急的に一時避難する必要があるときは、津波一時避難ビル等の堅牢な建物の2階以上の階に避難する。

(2) 風水害における避難システム



※ 普段から浸水想定区域等を考慮した安全な避難経路・避難場所を確認しておく。

※ 屋内の2階以上などへ垂直避難することも可能。

2 避難のための立退きの準備、指示、誘導等

(1) 実施責任機関

実施責任機関	災害の種類	根拠法
市長 (避難準備、指示、警戒区域の設定)	災害全般	災害対策基本法第56条 災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条
警察官 (指示、警戒区域の設定)	災害全般	警察官職務執行法第4条 災害対策基本法第61条 災害対策基本法第63条
海上保安官 (指示、警戒区域の設定)	災害全般	海上保安庁法第16条 災害対策基本法第61条 災害対策基本法第63条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水、雨水出水、 津波、高潮	水防法第29条
自衛官 (指示)	災害全般	自衛隊法第94条

(2) 緊急安全確保【警戒レベル5】

災害が発生、又は切迫しており、立ち退き避難がかえって危険な状況に発令される情報が緊急安全確保である。

緊急安全確保の発令は以下の場合が考えられる。

- ア 洪水警報の危険度分布で、黒になった場合
 - イ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
 - ウ 大雨特別警報「警戒レベル5」が発表された場合
 - エ 土砂災害の発生が確認された場合
 - オ 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合
 - カ 堤防に、亀裂の発生や異常な漏水・侵食の進行が確認され、決壊の恐れが高まった場合
 - キ 樋門・水門等の機能に支障が起きたり、排水機場の運転を停止せざるを得ない場合
- ※なお、本情報は必ず発令されるものではない。災害の発生や切迫状況を、市が必ずしも把握できるとは限らないためである。

(3) 避難指示【警戒レベル4】

避難指示は、以下に該当する場合に発令する。

また、屋外で移動することが危険を伴う場合には、屋内での退避等の安全確保措置をあわせて指示することも考慮する。

市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

- ア 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき
- イ 河川が氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき（予想降雨量等により早まる場合がある）
- ウ 潮位が各検潮所の警戒潮位に達し、高潮による災害が発生するおそれがあるとき
- エ がけ崩れ等の地盤災害が発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき
- オ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象等から土砂災害が発生するおそれがあるとき
- カ 津波警報が発表されたとき、又は津波注意報が発表され浸水のおそれがあるとき
 - ※ 津波は危険な地域からの一刻も早い避難が必要となることから、「警戒レベル」を用いずに避難情報を発令する。
- キ 高潮特別警報・高潮警報が発表されたとき
- ク その他災害の状況により、市長が必要と認めたとき
 - 避難の指示、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告する

(4) 高齢者等避難【警戒レベル3】

河川の水位上昇や降雨量などにより、避難指示が発令される可能性がある場合、避

難を要すると判断される地域については、事前に住民に対して高齢者等避難を発令し、避難準備と自主避難の促進を図る。

また、避難に時間を要する要配慮者については、避難支援等関係者の協力を得て、安全な場所への避難を開始させるものとする。

(5) 津波警報・津波注意報

気象庁は地震発生時、地震の規模や位置を推定し、沿岸で予想される津波の高さを求める。その高さに合わせて、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

ア 大津波警報

予想される津波の最大波の高さが、高いところで3 mを超える場合。

イ 津波警報

予想される津波の最大波の高さが、高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。

ウ 津波注意報

予想される津波の最大波の高さが、高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。

(6) 避難情報の内容

ア 避難情報の発令者

イ 避難情報の発令日時

ウ 避難情報を発令する理由

エ 避難情報の対象区域

オ 避難先

カ 避難経路

キ 避難方法(特に自動車の規制について)

ク その他

(7) 避難情報の伝達方法

ア 要避難地域の住民等に対して、防災行政無線による放送、広報車及び携帯マイクにより伝達を行うとともに、自主防災組織、住民自治組織等の協力を得て伝達を行う。また、インターネット、有線放送による伝達や、携帯電話によるメール配信(防災ネットあかし、エリアメール、緊急速報メール)もあわせて行う。

イ 緊急警報放送、テレビ、ラジオ放送により、避難情報の周知を図る場合は、原則として県を通じて放送局に協力を要請するものとする。

ウ 必要に応じて県警察本部、神戸海上保安部等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難情報の周知に努めるものとする。

(8) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合で、生命又は身体に対する危険を

防止するために特に必要がある場合は、警戒区域を設け、設定した区域への応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止をし、又はその区域からの退去を命ずることができる。区域設定をした場合は、危険防止その他必要な予防に努めるものとする。

(9) 避難情報の解除

避難の必要がなくなった時は、直ちにその旨を公表し、県知事に報告するものとする。その伝達方法は、「(4) 避難情報の伝達方法」によるものとする。

3 避難場所

(1) 緊急時の避難場所・避難所

ア 開設

市長は、災害の危険が切迫した緊急時において、市民の安全を確保するための避難場所を設け、避難指示等による避難者及び住家が被害を受け居住場所を確保することが困難な者に対して必要と認める場合は、下記の避難施設のうちから避難者の心身の状態、居所と避難経路等の避難者の状況を優先的に考慮するとともに、避難部体制などを勘案して避難所の開設を行う。不足する場合は、施設の所有者又は管理者の協力を得て、その他の施設を避難所として開設するものとする。

なお、災害の種類ごとに次の区分のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

イ 区分

ー避難場所ー

(ア) 指定緊急避難場所

- a 市立中学校及び市立小学校
- b 地域防災公園
- c 津波一時避難ビル

(イ) その他の避難場所

- a 近隣公園

ー避難所ー

(ア) 指定避難所

- a 市立中学校及び市立小学校
- b その他の市の施設及び公営施設

(イ) その他の避難所

- a 自治会施設（地域の会館、公民館等）

ウ 開設順位（地震発生時のみ）

上記の順位のとおり避難施設を避難所として開設する。

ただし、(ア)のb及び(イ)については、大規模な災害が発生した場合で、緊急やむを得ない場合に開設するものとする。

エ 運営

- (ア) 避難所には、原則として市職員を配置するものとし、その際、多様な観点を反映するため、配置職員の属性（性別等）が偏らないよう配慮するものとする。
- (イ) 避難所の運営は、ボランティア等の協力を受け、学校施設においては教職員との連携のもとに行い、その他の施設においては、施設管理者の協力を得ながら行う。また、避難者は、その運営に積極的に協力するとともに、自主的運営に努めるものとする。
- (ウ) 避難所では施設の安全性や衛生状態の管理に努めなければならない。
- (エ) 食糧、その他緊急物資の配付については、統制を保ち、公平に行わなければならない。
- (オ) 避難所には常に避難者名簿を備え付け、入退所者に関する事項を記録しておくなければならない。
- (カ) 避難所への情報提供は、防災行政無線（同報系）等により行う。
- (キ) 避難所担当の要員と本庁との連絡は、有線通信又は無線通信により行う。
- (ク) 避難者への通信提供のため、特設公衆電話を設置する。
- (ケ) 避難所担当の要員に不足を生じた場合は、市長は必要に応じ要員を配置するものとする。
- (コ) 避難所の開設時には、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織等とも連携し、円滑な初動対応を図ることとする。
- (サ) 避難所の運営は、女性の参画を図り、生活環境の改善やプライバシーの確保など性別によるニーズの違い等による配慮を行うとともに、子育て家庭など、個々の状況に応じた十分な配慮を行う。
「女性のニーズ例」
女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等
「高齢者、障害者のニーズ例」
簡易ベッドの設置、入口から近い避難場所の案内、パニックを起こした際に対応できるスペースの確保等
- (シ) 避難所の運営では、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等へのきめ細かな対応に努め、介護保険サービスが利用できるように配慮する。
- (ス) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。
- (セ) ペットの飼養にあたり、避難所でのペットに関する運用を示すとともに、多様な避難者の特性、ペットの飼育環境を考慮し、避難所内に飼育場所を選定する。また、ペットの飼育は飼い主の責任である旨を周知し、ペットをめぐるトラブルを起こさない処置に努める。

オ 避難の長期化への対応

避難が長期に及ぶときは、避難者の健康の保持、生活環境の改善を図るため、避難所の集約を図りながら、仮設住宅の設置及び公的住宅への入居を促進し、避難者の生活復旧を図る。

(2) 福祉避難所

ア 開設

市長は、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障害者等の要配慮者を受入れるため、下記の施設に福祉避難室を必要に応じ開設する。また、家族等の支援を受けても福祉避難室での生活が困難な者について、必要に応じ福祉避難所を下記の施設に開設する。

イ 区分

(ア) 福祉避難室

- ・市立中学校
- ・市立小学校

(イ) 福祉避難所

a 指定福祉避難所

- ・総合福祉センター
- ・ふれあいプラザあかし西ほか民間施設等

b 協定に基づく福祉避難所

- ・民間施設等（災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結施設）

ウ 開設順位

福祉避難所開設の優先順位は、第1に総合福祉センター、第2にふれあいプラザあかし西とする。

民間施設等については、要配慮者の状況等に応じ市から開設を要請する。

エ 運営

(ア) 福祉避難室

- ・福祉避難室は、市職員の定期的な巡回を原則とする。
- ・福祉避難室には名簿を備え付け、入退所者を記録する。
- ・保健師による巡回を定期的実施し、健康状態をチェックする。
- ・状況により福祉避難所への移送、福祉施設への入所、医療機関への入院の措置を行う。

(イ) 福祉避難所

- ・総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西は、市職員の常駐を原則とする。
- ・民間施設等については、施設からの要請又は必要に応じて、市から職員の派遣

及び物資の提供を行う。

- ・福祉避難所には名簿を備え付け、入退所者を記録する。
- ・保健師による定期的な巡回又は常駐により、健康状態をチェックする。
- ・状況により福祉施設への入所、医療機関への入院の措置を行う。

4 広域一時滞在

大規模災害等が発生し、市町村・都道府県の区域を超える被災住民の一時的な滞在が必要になった際の手続きについては、次のとおりとする。

(1) 広域一時滞在进行を行う必要がある場合

市長は、市内で避難所を確保することが困難なときは、県に報告のうえ、県内他市町と被災住民の受け入れについて協議することができる。また、広域一時滞在の協議先、県内他市町の受け入れ能力等、広域一時滞在に関する事項について、県に助言を求めることができる。

なお、他の都道府県における広域一時滞在が必要と認めるときは、県と協議のうえ、県に具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数、その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議するとともに、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組の活用等も検討する。

(2) 広域一時滞在の協議を受けた場合

市長は、県内他市町から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

なお、県から他の都道府県の被災住民の受け入れについて協議を受けたときについても同様に対応する。

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

市長は、広域一時滞在を行う場合には、受け入れ先の市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握し、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

また、広域一時滞在の協議を受けた場合には、協議先の市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握及び被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備、その生活支援に努める。

(4) 広域一時滞在への配慮

市長は、大規模災害発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結、運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、指定避難所など他市町村からの被災者を受け入れる広域一時滞在の用に供する避難所になりうる施設にあっては、施設管理者に対し予め同意を得るよう努めるものとする。

5 帰宅困難者対策

市長は、災害時に公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合には、周辺市町、事業所、学校等と相互に連携・協力し、交通情報の提供、水や食糧等の提供、児童生徒等の保護、一時的に滞在する場所の確保等、帰宅困難者の支援体制を構築する。

6 在宅避難者等

家族に障害者、乳幼児、要介護の高齢者等がいる場合は、周りに迷惑をかけることを恐れたり、避難所での生活環境に不安をもったりすることで、在宅避難や車中避難を選択する傾向が強いことから、避難所で生活する被災者のみならず、やむを得ず避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、情報や食糧の提供など必要な支援に努める。

第2節 要配慮者への対応

〔実施担当〕 市（援護部要配慮者対策班）

災害時に支援が必要な要配慮者に対し、その状況等に応じて必要な支援を実施する。特に避難行動要支援者については、平常時より「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（平成28年9月1日施行）」に基づいて情報の把握に努め、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等を実施する。

1 要配慮者とは

要配慮者とは、災害から身を守るため、安全な場所に避難する等の一連の防災行動を取る際に、特に配慮を必要とする者をいう。災害の局面や時期によって必要とする配慮の内容が異なり、きめ細かな対策が求められる。

- （1）認知症や要介護状態等にある高齢者
- （2）障害者（児）（肢体不自由者、視覚・聴覚障害者、知的障害者、精神障害者等）
- （3）難病患者
- （4）乳幼児
- （5）一時的な行動支障を負っている妊産婦や傷病者等

また、要配慮者のうち、自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する者を避難行動要支援者という。

2 要配慮者への支援

（1）市の活動内容

市は、福祉避難所（室）の開設や要配慮者の状況把握に努め、地域住民、消防団、自主防災組織等、地域の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）が要配慮者に対して行う援助を支援するとともに、災害時に要配慮者が円滑に避難できるよう、その人に応じたコミュニケーション手段を活用して情報伝達を行う。

ア 福祉避難所の開設と運営

イ 避難所内の要配慮者の状況把握と必要な情報の提供

ウ 常時見守りが必要な要配慮者の福祉施設や医療機関等への入所や入院の手配、搬送又は福祉避難所や福祉避難室への搬送

エ 自宅に留まる要配慮者（ひとり暮らしの高齢者、難病患者、障害者等）の状況把握と必要な情報の提供

オ 民生委員・児童委員、ケースワーカー等による安否確認

カ 災害時に円滑かつ安全な避難ができるように多様な手段を用いた通知又は警告等の情報提供

キ 地域が行う要配慮者への援助の支援

ク 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の提供

(2) 地域の活動内容

要配慮者に対しては、特に地震や風水害等発生時においては、地域住民、消防団、自主防災組織等が情報の伝達、安否確認、避難誘導、危険物除去、生活用水の確保等の援助を行うものとする。

3 要配慮者情報の把握

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法により市町村に作成が義務付けられたものである。

ア 名簿に掲載する者の範囲

次の要件に該当する者で、市内に居住し、生活の基盤が自宅にあり、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難支援の確保を図るため特に支援を要する者とする。

- (ア) ひとり暮らし高齢者台帳登録者
- (イ) 介護保険制度の要介護4・5認定者
- (ウ) 身体障害者手帳1・2級の視覚障害者（児）、聴覚障害者（児）、
肢体不自由（移動困難）者（児）
- (エ) 療育手帳のA判定の知的障害者（児）
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者（児）
- (カ) その他（災害時において、支援が必要と市長が認める者）

市では、上記の範囲に該当する者を避難行動要支援者とし、災害対策基本法の趣旨に沿って、すべての避難行動要支援者を名簿に掲載する。

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。市で把握していない必要な情報を他機関が保有する場合は、情報の提供を求める。

ウ 名簿に記載する事項及び更新に関する事項

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

また、住民基本台帳と定期的に照合し、住民登録の変更等により転居や死亡等が確認された場合や、社会福祉施設等への長期間の入所等を把握した場合は、名簿を更新する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別

- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 名簿情報の提供

平常時における避難支援等関係者への名簿情報の提供は、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者本人の同意を必要としない。ただし、避難行動要支援者が拒否を申し出た時は、当該避難行動要支援者の名簿情報は提供できないものとする。

災害時や災害の発生するおそれのある場合、避難救助などの緊急時には、消防機関、警察などの避難支援等関係者に対し、情報提供の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供できるものとする。

(3) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉専門職等とする。

(4) 名簿情報の漏洩防止

避難支援等関係者に提供する名簿情報には、登録者の氏名や住所、避難支援等を必要とする事由などの個人情報が含まれるため、取扱いは下記のような点について十分な注意を払う。

- ア 名簿情報は、当該登録者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 提供された名簿情報は、施錠可能な場所で保管するよう指導する。
- ウ 避難支援等関係者個人に災害対策基本法に基づく守秘義務が課せられていることを説明する。
- エ 名簿情報の提供先が団体の場合、その団体内部で名簿情報を取扱う者を限定するよう指導する。

(5) 避難のための情報伝達

名簿記載の有無に関わらず、要配慮者が災害時に円滑に避難のための立ち退きを行うことができるように、多様な手段を用いた通知又は警告等の情報を提供する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人及びその家族等の生命・身体の安全を守ることが大前提である。そのため、情報提供への同意により、平常時から地域の避難支援等関係者に名簿情報が提供されることで、避難行動を取る際の支援を受ける可能性が高まるが、必ず支援が受けられることを保証するものではないことを避難行動要支援者本人やその家族等にも理解してもらう必要がある。

また、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、自治会・町内会

等の地域住民全体でルールを決め、周知することが必要となる。

なお、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負わない。

4 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の同意を得て、避難行動要支援者一人ひとりに応じた避難方法等を定め、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援を実施するため個別避難計画の作成に努める。

(1) 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

計画の作成に当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市が把握する計画作成の対象者に関する情報を集約する。市で把握していない必要な情報を他機関（都道府県や民間事業者等）が保有する場合は、情報の提供を求める。

また、避難支援等に必要な情報については、避難支援等関係者が参加する会議の場で共有し、支援等に関する調整を行う。

(2) 計画に記載する事項及び更新に関する事項

計画には、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

また、避難行動要支援者名簿と定期的に照合し、住民登録の変更等により転居や死亡等が確認された場合や、社会福祉施設等への長期間の入所等を把握した場合、自治会・町内会や支援者等から変更の届出があった場合は、計画を更新する。

ア 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 計画情報の提供

平常時における避難支援等関係者への計画情報の提供は、避難支援等の実施に必要な限度で実施することができる。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者の計画情報は提供することができない。

災害時や災害の発生するおそれのある場合、避難救助などの緊急時には、消防機関、警察などの避難支援等関係者に対し、情報提供の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で計画情報を提供することができる。

(4) 計画情報の漏洩防止

避難支援等関係者に提供する計画情報には、登録者の氏名や住所、避難支援等を必要とする事由などの個人情報が含まれるため、取扱いは下記のような点について十分な注意を払う。

- ア 計画情報は、当該登録者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 提供された計画情報は、施錠可能な場所で保管するよう指導する。
- ウ 避難支援等関係者個人に災害対策基本法に基づく守秘義務が課せられていることを説明する。
- エ 計画情報の提供先が団体の場合、その団体内部で計画情報を取扱う者を限定するよう指導する。

(5) 避難のための情報伝達

計画記載の有無に関わらず、要配慮者が災害時に円滑に避難のための立ち退きを行うことができるように、多様な手段を用いた通知又は警告等の情報を提供する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人及びその家族等の生命・身体の安全を守ることが大前提である。そのため、情報提供への同意により、平常時から地域の避難支援等関係者に計画情報が提供されることで、避難行動を取る際の支援を受ける可能性が高まるが、必ず支援が受けられることを保証するものではないことを避難行動要支援者本人やその家族等にも理解してもらう必要がある。

また、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、自治会・町内会等の地域住民全体でルールを決め、周知することが必要となる。

なお、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負わない。

(7) 本市における重点的な作成促進地域

市は、内閣府の取組指針等を踏まえ、避難行動要支援者のうち市内各河川の洪水・沿岸部の高潮等の浸水想定区域内に居住する者等から、特に重点的に個別避難計画の作成を進める。

<重点的な作成促進地域>

河川浸水想定区域（朝霧川・明石川・谷八木川・赤根川・瀬戸川・清水川）

※市外河川ではあるが、喜瀬川の影響も一部考慮する高潮浸水想定区域（明石市内沿岸部）

第3節 給水対策

[実施担当] 市（水道部）

1 応急飲料水の給水

(1) 運搬給水

水道局所管の全車両（四輪車 26 台）をもって活動にあたる。給水用として、給水車 2 台（2,000ℓ、3,000ℓ）、給水タンク 5 基（1,000ℓ：4 基、2,000ℓ：1 基）、ポリタンク（10ℓ）：4,200 個、給水用ポリ袋（6ℓ、10ℓ）：4,600 枚により、被災者に対し供給する。

(2) 拠点給水

ア 浄水場（3箇所）、配水場（3箇所）を基に拠点給水を行う。

イ 避難所に配備した大容量水槽を利用して、給水車による拠点給水を行う。

ウ 管路の被災状況に応じ、可能な限り、市内に分散している消火栓等を利用した給水拠点を拡大していく。

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽

地域防災公園等に整備されている（整備済 9 基）飲料水兼用耐震性貯水槽により給水する。1 基あたり 100m³（100,000ℓ）の貯水量であり、これは一人 1 日に必要な量を 3ℓとして 3 日分給水するとすれば、約 11,000 人分をまかなうことができる量である。

2 水道施設の応急復旧

災害により水道施設が被害を受け、給水に支障を来すときは、浄配水施設及び配水本管の応急復旧に重点を置き、断水区域の解消に努めるとともに、これと並行して給水管の復旧作業を進めるものとする。

一部浄水場が被害を受け、機能を喪失した場合の危機管理計画は、あらかじめ定めておく。

(1) 県水受水停止時の対応

県水の受水停止時には、各浄水場の浄水処理を日最大量まで増量し、必要な市内配水量の 70%以上を約 1 か月間は供給できる見込みである。

(2) 浄水場の浄水処理停止時の対応

事故及び地震等で市内一つの浄水場の浄水処理が停止した場合は、次の 2 段階に分けて対応する。

ア 各配水場では、停止後約 18～22 時間は通常の市内配水が可能であるため、各配水池の貯水量で賄う。

イ 協定等に基づき他用水事業者からの水道水の増量および近隣他都市からの応

援給水で賄う。また、市の能力をもって給水の万全を期し難いときは、近隣他都市や広域的な応援要請を行うとともに、水道の被害状況・給水状況の広報活動を行う。

3 給水応援計画

災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、市の能力をもって給水の万全を期し難いときは、近隣他都市や広域的な応援要請を行うとともに、明石市管工事業協同組合等に対し協力要請を行い、応急給水、応急復旧等の応急活動を実施し、飲料水の確保・供給を図る。

(1) 公益社団法人日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定（令和3年3月31日締結）

日本水道協会関西地方支部、大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部との間で、災害時における相互の応援活動、物資の提供等を行う。

(2) 兵庫県水道災害相互応援に関する協定（平成10年3月16日締結）

兵庫県、県下各市町、阪神水道企業団、西播磨水道企業団、播磨高原広域事務組合、淡路広域水道企業団、日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会との間で、災害時における応急給水、応急復旧工事等に関する相互応援を行う。

(3) 神戸市と明石市の間設置する連絡管に関する基本協定（平成16年11月16日締結）

- ・ 神戸市西区大沢と明石市大久保町の連絡管の設置及び運用に関する協定（平成16年12月15日締結）
- ・ 神戸市垂水区南多聞台と明石市松が丘の連絡管の設置及び運用に関する協定（平成18年10月26日締結）
- ・ 神戸市西区伊川谷町有瀬と明石市荷山町の連絡管の設置及び運用に関する協定（平成26年12月15日締結、平成30年3月20日一部変更）

神戸市との間で災害時等給水に支障が生じた場合、支障が生じた側の要請に基づき、連絡管による応援給水を実施する。

(4) 明石市と明石市管工事業協同組合との間の災害時における緊急応援に関する協定（平成21年4月1日締結）

明石市管工事業協同組合は、災害時に明石市が実施する応急給水、応急復旧等に関する協力を行う。

(5) 明石市と第一環境株式会社との間の災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定（令和3年10月1日）

第一環境株式会社は、災害時に明石市が実施する応急給水、応急復旧その他の応急的業務の応援を行う。

(6) 明石市と加古川市の間設置する連絡管に関する基本協定(平成25年3月27日締結)

- ・ 明石市と加古川市の連絡管の設置及び運用に関する協定(平成25年8月1日締結)
加古川市との間に災害時等給水に支障が生じた場合、支障が生じた側の要請に基づき、連絡管による応援給水を実施する。

(7) 明石市と播磨町の間設置する連絡管に関する基本協定(平成25年12月3日締結)

- ・ 明石市二見町と播磨町北野添の連絡管の設置及び運用に関する協定(平成25年12月9日締結)
播磨町との間に災害時等給水に支障が生じた場合、支障が生じた側の要請に基づき、連絡管による応援給水を実施する。

(8) 明石市と稲美町の間設置する連絡管に関する基本協定(平成26年10月2日締結)

- ・ 明石市と稲美町の連絡管の設置及び運用に関する協定(平成27年6月9日締結)
稲美町との間に災害時等給水に支障が生じた場合、支障が生じた側の要請に基づき、連絡管による応援給水を実施する。

4 広報活動

水道の被害状況・給水状況の広報は、防災行政無線及び水道局所管のスピーカー付自動車(23台)をもって行う。さらに、市の広報車、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じて広報を行う。

第4節 食糧の供給

〔実施担当〕 市（支援部供給班）

食糧は、市民が、各家庭において3日分から7日分を目途として備蓄し、災害発生時には、住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市は次のとおり食糧を供給する。

1 供給対象者

- (1) 避難所へ避難してきた者
- (2) 食糧の確保ができなくなった被災者
- (3) 災害対策要員

2 供給要領

- (1) 備蓄食糧（主要）

品 名	備 蓄	備 考
アルファ化米	25,000 食	5年保存
長期保存パン	30,000 食	5年保存
粉 ミ ル ク	1,100 回	1年半保存

- (2) 緊急用調理済食糧

- ア 県を通じたの救援食糧
- イ 供給協定を締結した量販店等からの調達
- ウ 学校給食の納入業者からの調達

- (3) 炊き出し

小学校給食調理室、コミセン等公共施設の調理室、民間施設を活用し、地域住民、ボランティアの協力を得ながら、炊き出しを行う。

ライフラインの利用が不可能な場合には、学校・公園等のグラウンドを利用した炊き出しを行う。

3 配送方法

避難者数等供給対象者を的確に把握し、計画的な配給・配送を行う。

- (1) 備蓄倉庫からの配送

供給班は、食糧の供給が必要な避難所等へ、備蓄倉庫から必要な数量の食糧を、公用車等で配送するものとする。

- (2) 供給協定締結事業所からの配送

供給班は、供給協定締結事業所に要請し、食糧の供給が必要な避難所等へ配送させるものとする。

(3) 運送業者への委託

大規模災害の発生により、食糧の供給が必要な避難所が数多くなり、供給班の配送能力だけではまかないきれない場合は、物資等輸送協定締結事業団体等へ要請し、避難所等へ配送させるものとする。

◎ 学校給食物資供給業者

- | | |
|--|------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・明石市学校給食協力組合
☎ 9 2 1 - 3 4 6 3 | 明石市藤江 2 0 2 9 番地の 1
明石市公設地方卸売市場 |
|--|------------------------------------|

◎ 食糧供給協定締結事業所

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・生活協同組合コープこうべ
神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 3 番 1 9 号
「第 6 地区活動本部」
明石市大久保町大窪字横山 2 5 4 5 - 8
☎ 9 3 7 - 0 0 8 2 ・イオンリテール(株)
大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 2 3 号
「イオン土山店」
明石市魚住町清水字舞々 2 2 0 8 - 1
☎ 9 4 2 - 0 8 1 1 ・(株)ダイエー
神戸市中央区港島中町 4 丁目 1 番 1
「(株)ダイエー江坂事務所」
吹田市江坂町 1 - 1 8 - 1 0
☎ 0 6 - 6 3 3 7 - 9 8 3 0 ・マックスバリュ西日本(株)
広島市南区段原南 1 丁目 3 - 5 2
☎ 0 8 2 - 5 3 5 - 8 5 1 1 ・コーナン商事(株)
大阪府大阪市淀川区西宮原 2 丁目 2 番 17 号
☎ 0 6 - 6 3 9 7 - 1 6 2 1 |
|---|

◎ 物資等輸送協定締結事業団体

- | | |
|--|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・社団法人兵庫県トラック協会明石支部
☎ 9 6 7 - 3 0 7 2 | 神戸市西区竜が岡 1 丁目 5 - 1 7 |
|--|-----------------------|

第5節 物資の供給

〔実施担当〕	物資供給	市（支援部供給班）
	救援・義援物資の受け入れ	市（支援部物資受入班）

1 供給対象者

- (1) 避難所へ避難してきた者
- (2) 被災により日常生活に著しい支障が生じ、かつ物資が入手できない状態にある者

2 供給物資

災害のため、供給する衣料、生活必需品等の物資は、日常生活に最小限必要なもので、以下に例示する。

- (1) 防水シート
- (2) 毛 布
- (3) 外 着（普通衣、作業衣、婦人服、子供服等）
- (4) 肌 着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
- (5) 日用品（タオル、石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）
- (6) 医薬品（かぜ薬、胃腸薬等）
- (7) 段ボールベッド、パーティション
- (8) その他（生理用品、紙おむつ、ガスボンベ等）

3 供給要領

(1) 備蓄物資(主要)

品 名	備 蓄
防水シート	9,000 枚
毛 布	15,000 枚
簡易トイレ	1,000 基

(2) 調達物資

- ア 供給協定を締結した量販店等からの調達
- イ その他の業者からの調達物資

(3) 救援・義援物資

次に掲げる救援・義援物資については、市民会館・明石海浜公園（広域防災拠点）等の物資集積・輸送拠点で受け入れ、仕分けを行った後、被災者のニーズに応じて配送する。ただし、緊急を要する場合は直接搬送も考慮する。

- ア 県からの救援物資
- イ 相互応援協定に基づく他市町からの救援物資
- ウ 民間事業者等からの救援・義援物資

4 配送方法

供給対象者を的確に把握し、計画的な配給を行う。

(1) 備蓄倉庫からの配送

供給班は、物資の供給が必要な避難所等へ、備蓄倉庫から必要な数量を、公用車等で配送するものとする。

(2) 供給協定締結事業所からの配送

供給班は、供給協定締結事業所に要請し、物資の供給が必要な避難所等へ配送させるものとする。

(3) 運送業者への委託等

大規模災害の発生により、物資の供給が必要な避難所が数多くなり、また毛布などのように大量の物資をひとときに配送する必要があるため、供給班の配送能力だけではまかないきれない場合は、物資等輸送協定締結事業団体等へ要請し、避難所等へ配送させるものとする。

また、供給班の担当要員に不足が生じたときは、市長は別途要員を配置するものとする。

◎ 物資供給協定締結事業所

- ・生活協同組合コープこうべ
神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
「第6地区活動本部」
明石市大久保町大窪字横山2545-8
☎937-0082
- ・イオンリテール(株)
大阪市福島区海老江1丁目1番23号
「イオン土山店」
明石市魚住町清水字舞々2208-1
☎942-0811
- ・(株)ダイエー
神戸市中央区港島中町4丁目1番1
「(株)ダイエー江坂事務所」
吹田市江坂町1-18-10
☎06-6337-9830
- ・マックスバリュ西日本(株)
広島市南区段原南1丁目3-52
☎082-535-8511
- ・コーナン商事(株)
大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目2番17号
☎06-6397-1621

◎ 物資等輸送協定締結事業団体

・社団法人兵庫県トラック協会明石支部	神戸市西区竜が岡1丁目5-17
☎ 967-3072	

第6節 医療・救護

〔実施担当〕 市（医療部救護対策班・消防活動部）
 災害対応病院（地方独立行政法人明石市立市民病院、明石医療センター）

災害時に救急医療と健康管理活動を迅速かつ効果的に行うとともに、医師会等市内医療機関とも連携、協力し、医療救護活動を実施する。

1 救急医療

（1）災害対応病院（地方独立行政法人明石市立市民病院、明石医療センター）

災害対応病院とは、兵庫県が指定する災害拠点病院[※]に準じた機能を担う病院として市が指定するものである。

ア 災害時の役割

- （ア）被災地内において対処できない傷病者を受け入れ、治療を行う。
- （イ）市が設置する救護所に医薬品、衛生資材等の提供及び応急用資器材の貸出しを行う。
- （ウ）市からの要請に基づき、救助班を編成し救護所等に派遣する。
- （エ）必要に応じて地域の医療機関に、医薬品等の提供並びに応急用資器材の貸出しを行う。
- （オ）市に派遣されたDMATや医療チームを受け入れるとともに、地域における必要な医療救護活動を行う。

イ 平常時の役割

- （ア）被災地等の治療に必要な医薬品等の備蓄及び応急用資器材の整備をする。
- （イ）災害対応マニュアル等を整備するとともに、院内の支援体制の整備に努める。
- （ウ）その他災害対応病院として、必要な施設及び設備の整備をする。

※ 災害拠点病院：災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院で、患者の広域搬送や応急用資器材の貸出し、医療救護チームの派遣等の機能を持つほか、被災地からの重症患者の受入れ機能を有する病院。

(2) 明石市医師会

ア 災害時の役割

- (ア) 医師会会員の医療機関の被災・稼働状況の把握を行い、災害対策本部医療部救護対策班に報告する。
- (イ) 稼働医療機関において傷病者を受け入れ、治療を行う。
- (ウ) 市内外の被害状況を踏まえ、必要に応じて明石市医師会救助班を編成し、救急医療活動を実施する。

イ 平常時の役割

- (ア) 災害対応マニュアル等を整備するとともに、災害に備え、医療機関内の体制整備に努める。
- (イ) 被災地の治療等に必要な医薬品、衛生資材等の備蓄、整備に努める。

(3) 救護所の設置

ア 医療部救護対策班は、災害対応病院、明石市医師会との連携のもと、医療機関の被災・稼働状況の把握を行い、災害対策本部事務局へその情報を伝える。

イ 次の場合、応急的に救護所を設置し、医療部救護対策班及び災害対応病院は、救助班を編成・派遣し、負傷者、疾病者の救急医療活動を実施する。救護所は下記の場所その他被災者の多い地点に設置するものとする。

- (ア) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - (イ) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - (ウ) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

救護所設置場所	所在地
錦 城 中 学 校	上ノ丸3丁目1-11
朝 霧 中 学 校	大蔵谷奥4-1
大 蔵 中 学 校	西朝霧丘4-7
衣 川 中 学 校	南王子町7-1
野々池中学校	沢野1丁目3-1
望 海 中 学 校	西明石南町1丁目1-33
大久保中学校	大久保町大久保町200
大久保北中学校	大久保町大窪2030
高 丘 中 学 校	大久保町高丘5丁目14
江 井 島 中 学 校	大久保町西島680-5
魚 住 中 学 校	魚住町清水364
魚住東中学校	魚住町金ヶ崎1687-14
二 見 中 学 校	二見町西二見594

(4) 医薬品等の確保

医薬品等の備蓄あるいは薬剤師会との連携により、緊急時の医薬品等の確保に努める。

(5) 応援の要請

被災により初動時の十分な医療救護活動ができない場合、自治体病院間の相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

なお、要請に関する手続等については地方独立行政法人明石市立市民病院が行う。

〔兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定〕

(平成8年1月16日締結)

○ 応援内容

- ① 被災地への医療救護チームの派遣
- ② 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
- ③ 被災した会員病院への医師、看護師等医療技術職員、事務取扱職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供

○ 協定締結自治体等

〔兵庫県、神戸市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神崎郡北部病院事務組合管理者、たつの市、宍粟市、公立豊岡病院組合管理者、香美町、新温泉町、公立八鹿病院組合管理者〕

2 被災者の健康管理

明石市医師会、明石市歯科医師会、明石市薬剤師会との連携により被災者の健康管理を行う。

- (1) 避難所及び仮設住宅への巡回健康相談、健康診査
- (2) 被災地区の家庭訪問
- (3) 避難所のトイレ・手洗い等の清掃及び消毒の指導、実施
- (4) 保健指導、予防接種等感染症対策の実施
- (5) 一般医薬品の提供
- (6) 避難所及び仮設住宅・被災地区の精神保健対策（メンタルヘルスケアを含む）の実施
- (7) 栄養調査の実施、必要となる食品（ミルク、離乳食、流動食等）の調査等

3 明石市医師会救助班編成（2024年6月1日現在）

明石市医師会（昼間） TEL920-8739 FAX938-0898
 （夜間・休日緊急連絡） TEL920-8699
 夜間休日応急診療所 TEL937-8499 FAX937-8400

災害対策本部

会 長 鈴木 光太郎 ☎942-8811
 副 会 長 石井 洋光 ☎918-1655
 副 会 長 紀平 晋也 ☎935-8733
 副 会 長 相馬 葉子 ☎912-3838
 庶務担当理事 安尾 健作 ☎925-7171

理 事 譜久山 剛 ☎927-1514
 理 事 飯村 一誠 ☎911-3495
 理 事 米澤 嘉啓 ☎919-6400
 理 事 今井 恵介 ☎934-6667
 理 事 井上 知久 ☎922-3595
 理 事 藤田 賢吾 ☎946-0050
 理 事 西尾 涉 ☎929-1151
 理 事 中島 卓利 ☎936-1101
 理 事 吉田 誠 ☎917-3336
 理 事 前川 浩一 ☎934-2550
 理 事 楠田 雄司 ☎912-3730
 理 事 熊野 肇 ☎923-0877
 理 事 奥 成聡 ☎912-2323
 理 事 中山 潤一 ☎935-6060
 理 事 堀松 徹雄 ☎922-2403

災害対応病院

明石市立市民病院 ☎912-2323 明石医療センター ☎936-1101

専科病院

兵庫県立がんセンター ☎929-1151
 大西脳神経外科病院 ☎938-1238
 明石こころのホスピタル ☎923-0877
 明石土山病院 ☎942-1021

地域病院

明舞中央病院 ☎917-2020 あさぎり病院 ☎912-7575
 石井病院 ☎918-1655 ふくやま病院 ☎927-1514
 王子回生病院 ☎928-9870 あさひ病院 ☎924-1111
 明海病院 ☎922-8800 大久保病院 ☎935-2563
 神明病院 ☎935-9000 江井島病院 ☎947-5311
 野木病院 ☎947-7272 明石仁十病院 ☎942-1921
 明石同仁病院 ☎942-0305 明石回生病院 ☎942-3555
 明石リハビリテーション病院 ☎941-6161

介護老人保健施設

あさぎりむつみ荘 ☎911-0623 ライフ明海 ☎925-2005
 恵泉 ☎936-8003 清華苑養力センター ☎934-0070

企業・施設診療所

川崎重工明石健康支援センター ☎921-1329
 キャタピラー・ジャパン合同会社明石健康管理室 ☎944-1931
 ゆりかご園診療所 ☎918-5574 恵泉クリニック ☎936-8300
 兵庫県立こども発達支援センター附属診療所 ☎949-0902
 明石愛老園診療所 ☎949-0922

第1救助班 朝霧中学校区：松が丘小学校・朝霧小学校

地域病院：明舞中央病院 ☎917-2020 あさぎり病院 ☎912-7575
 内 科：佐野医院 佐伯内科医院 さかねクリニック
 清水メディカルクリニック 吉田医院 阿部医院 川原内科 さかい内科・胃腸科
 小 児 科：あさぎりこどもクリニック 橋本ファミリークリニック
 外科整形：北整形外科 西山クリニック
 眼 科：渡辺眼科 ふかもり眼科

耳鼻咽喉科：下村耳鼻咽喉科
産婦人科：木村産婦人科医院
泌尿器科：石川泌尿器科
心療内科：かねだ心療クリニック

第2救助班 大蔵中学校区：人丸小学校・中崎小学校 錦城中学校区：明石小学校

地域病院：石井病院 ☎918-1655

内科：江本内科循環器科医院 木本医院 米沢クリニック にしむらクリニック
大賀医院 うえの内科 くどう甲状腺クリニック せいゆうクリニック
田路医院 奥野消化器内科クリニック
まついe-クリニックまつい栄養&認知症クリニック よこた内科クリニック
朝原クリニック まついクリニック 花川医院

小児科：えいこう小児科医院

外科整形：宮田整形外科クリニック 村田整形外科麻酔科 飯村医院
大西脳神経外科病院附属明石駅前クリニック こじま肛門外科

眼科：佐久川医院 かなもり眼科クリニック 田村眼科 坂本眼科

耳鼻咽喉科：明石たかぎ耳鼻咽喉科クリニック さえき耳鼻咽喉科

産婦人科：せきじま産婦人科 あきこレディースクリニック
なかた・みずのやレディースクリニック 久保みずきレディースクリニック

皮膚科：鷺尾皮フ科 熊谷皮フ科

泌尿器科：人工透析ひ尿器科じんけいクリニック くすだ泌尿器科 浜口ひ尿器科

心療内科：山本心療内科クリニック ただいメンタルクリニック クリニックちえのわ
あしたクリニック 中山神経内科 かもめクリニック

第3救助班 衣川中学校区：大観小学校・林小学校
望海中学校区：貴崎小学校・藤江小学校・花園小学校
野池中学校区：鳥羽小学校・沢池小学校・和坂小学校

地域病院：ふくやま病院 ☎927-1514 王子回生病院 ☎928-9870
あさひ病院 ☎924-1111 明海病院 ☎922-8800

内科：たかしな内科小児科クリニック 片平クリニック 日野医院
さくらい内科クリニック 山本内科 そうのクリニック そが内科クリニック
いまふじ内科クリニック 尾松医院 千頭医院 藤井クリニック 杜医院
石田内科循環器科糖尿病内科むらまえクリニック 藤本クリニック
西明石クリニック ささきクリニック 檀木医院 志岐クリニック
こうクリニック あんどう消化器内科IBDクリニック 鍋嶋医院
織田クリニック 日下医院 かまだクリニック ふくやま・すこやかクリニック
関内科医院

小児科：なかにしこどもクリニック 山本クリニック①

外科整形：大槻整形外科 阪田整形外科リハビリクリニック 藤原整形外科 山本整形外科
 室谷整形外科クリニック やすお脳神経外科クリニック
 やす整形外科クリニック たご整形外科・外科 みつだ整形外科
 井上外科胃腸科 高原整形外科 山本クリニック②

眼 科：きのした眼科 下山眼科 みやした眼科 ししだ眼科クリニック
 藤井眼科クリニック

耳鼻咽喉科：耳鼻咽喉科黒田医院 永本医院 さわだ耳鼻咽喉科・アレルギー科
 メープル耳鼻咽喉科 大槻耳鼻咽喉科

産婦人科：アイビスマキクリニック

皮膚科：吉見皮フ科 西明石佐々木皮ふ科

泌尿器科：王子クリニック 志田クリニック 田寺泌尿器科医院

心療内科：こうの心療クリニック むらお心療内科 まつおか心療クリニック
 たかみやこころのクリニック

第4救助班

大久保中学校区：大久保小学校・大久保南小学校・谷八木小学校
 大久保北中学校区：大久保小学校・山手小学校
 高丘中学校区：高丘西小学校・高丘東小学校

地域病院：大久保病院 ☎935-2563 神明病院 ☎935-9000

内 科：森本クリニック きよしくりニック 高野内科 橋本医院 おか内科循環器科
 三幸診療所 ゆりのき内科 まえかわ内科クリニック 神明クリニック
 美保・英利内科医院 おおくま内科胃腸科 辻医院 岡医院 溝口内科

小児科：あかしザウルスこどもクリニック 吉村こどもクリニック
 いまいこどもクリニック はせがわファミリークリニック

外科整形：いしもと整形外科リハビリクリニック おにしくりニック
 浜本整形外科耳鼻咽喉科① 斎藤整形外科、すぎもと整形外科クリニック
 中村クリニック外科・胃腸科 いのうえ医院

眼 科：近藤眼科医院 フタバ眼科 平林眼科クリニック

耳鼻咽喉科：野瀬耳鼻咽喉科 浜本整形外科耳鼻咽喉科② きひら耳鼻咽喉科
 平林耳鼻咽喉科クリニック

産婦人科：はまなレディースクリニック

皮膚科：三浦皮ふ科クリニック おにき皮フ科クリニック はる皮フ科クリニック
 平林皮フ科クリニック

泌尿器科：むらた泌尿器科医院 ていくりニック

心療内科：山元神経クリニック かめいメンタル・メモリークリニック

第5救助班

江井島中学校区：江井島小学校
 魚住東中学校区：魚住小学校、錦が丘小学校、
 魚住中学校区：錦浦小学校・清水小学校

地域病院：江井島病院 ☎947-5311 野木病院 ☎947-7272
明石仁十病院 ☎942-1921 明石同仁病院 ☎942-0305
内 科：ふじた脳神経内科 シーサイドクリニック 末広内科 平野医院
戸田内科・脳神経内科 平崎内科循環器科クリニック
近藤内科・胃腸科 みんなのクリニック明石 鈴木内科クリニック 正井医院
小児科：よこやま小児科 せとやこどもクリニック
外科整形：おくずみ医院 中山クリニック しばはら整形外科スポーツ関節クリニック
小山クリニック うすい整形外科 大国クリニック
眼 科：やすずみ眼科 大塚眼科医院
耳鼻咽喉科：おきがき耳鼻咽喉科
産婦人科：鈴木産婦人科医院
皮フ科：ゆか皮フ科クリニック
泌尿器科：今井泌尿器科
心療内科：いのうえメンタルクリニック

第6救助班 二見中学校区：二見小学校・二見北小学校・二見西小学校

地域病院：明石回生病院 ☎942-3555 明石リハビリテーション病院 ☎941-6161
内 科：ひまわり診療所 ふじわら内科 繁田医院 松田内科クリニック 田中医院
小児科：一城小児科
外科整形：大迎整形外科 太田クリニック 塩澤医院 新丸クリニック
眼 科：新見眼科 小山眼科医院
耳鼻咽喉科：かわきた耳鼻咽喉科 金城耳鼻咽喉科クリニック
産婦人科：私立二見レディースクリニック 博愛産科婦人科

＜明石市医師会救助班活動指針＞

- 1 役職員は、招集連絡があれば、安全を確保し、速やかに医師会災害対策本部に集合する。
- 2 地域病院は、医療機関被害状況（安否）確認フォームおよび E-MIS により、自院の状況を報告するとともに、医師会災害対策本部からの指示により班内の医療機関情報を収集し、医師会災害対策本部に報告する。
- 3 班員は、自身の安否および自院の状況を医療機関被害状況（安否）確認フォームで報告するとともに、医師会災害対策本部からの指示により行動する。
- 4 事務局は、地域病院、班員から医療機関被害状況（安否）確認フォームから送られてきた情報を整理し、医師会災害対策本部へ情報提供を行う。
- 5 大規模災害時における活動については、兵庫県 J M A T の指揮下に入るものとする

＜救助班活動要領＞

- 1 救助班の活動
 - (1) 各救助班は、明石市内において自然災害、集団事故、伝染病、食中毒等多数の傷病者が発生した場合、明石市災害対策本部からの要請を受け、医師会災害対策本部の命令により活動する。
 - (2) 他府県にまたがる広域災害においては、兵庫県 J M A T の指揮下で活動する。
- 2 会長
 - (1) 会長は、各班の活動状況を把握し、各班との連絡を密にするとともに、各班に活動を指示する。
 - (2) 会長は、明石市災害対策本部からの要請を受け、救護所、避難所、福祉避難所等へ、医師会災害対策本部において必要な救助班を編成し、派遣を直ちに実行する。
- 3 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を果たせない場合には、あらかじめ決められた順序により、会長の職務を代行する。
- 4 庶務担当理事

庶務担当理事は、医師会災害対策本部において、情報収集の責任者として明石市災害対策本部、J M A T との連絡調整を担う。
- 5 災害対応病院、専科病院、地域病院
 - (1) 災害対応病院は、明石市地域防災計画により、明石市災害対策本部の指揮のもとに活動する。
 - (2) 専科病院は、その専門科目に応じた被災者の受け入れを行う。
 - (3) 地域病院は、各地域において、初期救急患者の受入れと共に、各診療所からの救急患者の受け入れを行う。
- 6 班員
 - (1) 班員は、自院の状況を把握し、必要に応じて医療機関被害状況（安否）確認フォームで医師会災害対策本部に報告する。
 - (2) 班員は、医師会災害対策本部からの要請により、迅速に行動する。

7 事務局

事務局は、地域病院、班員から医療機関被害状況（安否）確認フォームから送られてきた情報を整理し、医師会災害対策本部へ情報提供を行う。

第7節 災害救助法の適用

〔実施主体〕	市（総務部庶務班）
--------	-----------

これは、本市の地域に一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的、一時的な救助を行うための計画である。

1 災害救助実施責任者

(1) 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事があたることとされている。したがって、この救助計画のうち災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行うものである。ただし、災害の事態が切迫し、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において自ら救助に着手するものとする。

(2) 市長の行う救助

上記により知事の権限の一部の委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法の定める救助実施の範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小規模災害時の災害救助については、市長において自ら救助に着手するものとする。

2 救助の内容

災害救助法が適用される災害については、同法第13条第1項及び同法施行令第17条第1項の規定に基づき、県知事が下記の項目中で市町長が実施する項目及び期間を通知することにより市町長が実施するものとされている。

- (1) 避難所の供与
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

3 適用基準

災害救助法は、市区町村の人口に応じて、被害世帯（滅失世帯数）が一定の基準に達したとき等に適用される。本市における適用基準は、次のとおりである。

- (1) 被害世帯が100世帯以上に達したとき。
(令和2年国勢調査 世帯数=133,647世帯 人口=303,601人)
- (2) 被害世帯が、(1)の基準には達しないが、県内の被害世帯が2,500世帯以上で、明石市における被害世帯が50世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯が(1)及び(2)の基準に達しないが、県内で被害世帯が12,000世帯以上に達した場合であって、明石市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるときは、災害救助法が適用されることがある。
- (4) 被害世帯が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めるときは、災害救助法が適用されることがある。

- ・ 人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とする。
- ・ 被害世帯の適用基準は、全壊（焼）又は流失を1世帯とし、半壊（焼）のときは2世帯、床上浸水のときは3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

4 適用手続

市長は、本市における災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び概況を、知事に情報提供し、災害救助法の適用を要請するものとする。

5 災害救助法による救助の程度と期間

－災害救助法による救助の程度・方法及び期間－

令和6年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費なお、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>○建設型応急住宅</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費</p>	災害発生日から20日以内着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>
		<p>○賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型応急住宅に準じる</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	災害発生日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型応急住宅と同様</p>
炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に収容された者</p> <p>2 住宅に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全焼 半壊 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日(72時間)以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	災害によって住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者	1 世帯当たり 51,500円以内 ・ブルーシート、ロープ、土嚢等の緊急措置に必要な資材費 ・建設業者、団体等の施工費	災害発生の日から10日以内	被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。
	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合10%以上20%未満とする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会により届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円 中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 226,100円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生日から10日以内に完了	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,600円以内 一時保存 ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり 5,700円以内 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯あたりの平均 140,000円以内	災害発生日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等 雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間以内	
輸送費及び賃金 職員等 雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助に要した事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ボランティアセンターに係る費用	応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。	災害の発生の日から救助の期間内に支出したものに限る	救助費合算額に応じて定められた割合を乗じて得た額の範囲内が国庫負担の対象となり、その範囲内で県が予算措置した額を上限とする。

備考 この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第8節 遺体の収容及び埋火葬

〔実施担当〕 明石警察署・明石市医師会・市（各部・環境部斎場班）

1 遺体を発見したときの処置

- (1) 災害業務関係者が救出救助活動等において遺体を発見したときは、ただちに警察に連絡するものとする。
- (2) 警察は、死体の調査及び検査その他所要の処理を行った後、身元が判明し引取人があるときは、遺族等の引取人に引き渡す。
- (3) 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、市は警察から遺体の引き渡しを受けるものとする。

2 遺体の収容及び埋火葬

(1) 遺体の収容

ア 遺体安置所はあかし斎場旅立ちの丘をもって充てるものとし、斎場班は、遺品を整理し、納棺の上その性別、推定年齢、特徴、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所内に掲示する。

ただし災害の状況に応じて、市長は学校施設等他の市の公共施設の中から遺体安置所を指定し、当該施設職員が各部の応援を得て収容後における事務を実施する。

イ 遺体の身元が判明し、引取人があるときは、遺族等引取人に引き渡すものとする。

ウ 遺体の身元が判明しないもので一定期間経過後引取人がないときは、行旅死亡人として取り扱うこととし、市民生活室市民課に連絡するとともに、火葬許可書の交付を受ける。

(2) 埋火葬

ア 火葬場

名 称	所 在 地	1日火葬能力	備 考
あかし斎場旅立ちの丘	和坂1丁目1-12	3~4体×9時間 =32体	1基1体 約2時間30分

身元不明のため行旅死亡人として火葬された遺骨及び遺留品は、それぞれ定められた方法により処理し、引取人の申し出があれば引き渡すものとする。

イ 仮埋葬場所

名 称	所 在 地
明石市石ヶ谷墓園	大久保町松陰 1466

ウ 県及び他市町への応援要請

斎場班は、斎場が被災により使用できない場合、又は斎場の火葬能力を上回る遺体数である場合、県及び他市町へ応援要請するものとする。

第9節 被災建物応急危険度判定

〔実施担当〕 市（活動部活動第3班）

地震発生後、同規模の地震の連続発生や余震等による二次災害のおそれがあると認められる場合は、建物の倒壊、瓦・外壁等の落下の危険性について、被災建築物応急危険度判定士により応急危険度判定を行い、当該建築物の危険度について居住者及び隣接住民への周知を図る。

- (1) 市は、応急危険度判定を実施する場合、応急危険度判定実施本部及び各班の応急危険度判定有資格者をもって、その事務を行う。
- (2) 応急危険度判定実施本部は、建築安全課内におく。
- (3) 市は、応急危険度判定を実施する場合、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (4) 市は、判定士の受入れに必要な諸準備を行う。
- (5) 市、建築士事務所協会、建設業協会等は、県が実施する応急危険度判定士の養成に積極的に参加する。
- (6) 応急危険度判定はあくまで二次災害を防止するためにわずかな期間内に応急的に実施するものであり、罹災証明書発行のための被害認定とは関連しないことを住民に周知する。

第10節 公共施設等の応急対策

〔実施担当〕	市（活動部・各施設担当者）
--------	---------------

1 公共施設等の被害状況の調査及び応急対策の実施

市は、地震発生後、道路、河川、漁港、ため池、公園、水道、下水道等市関連公共施設その他、海岸、危険宅地等の被害状況を国・県等関係機関の協力も得ながら、すみやかに調査・収集するものとする。

また、余震や降雨等による二次災害を防止するため、危険箇所について、パトロールによる状況把握、土のうやシート張り、応急工事、近隣住民への周知その他必要な応急措置を行うものとする。

2 市民等からの通報への対応

道路、河川、漁港、ため池、公園、水道、下水道、海岸等公共施設その他、一般家屋、宅地、擁壁等の被害状況について、通報があった場合、生命の危険等緊急を要すると認められるときは、すみやかに現地へ出動し、通行止め、危険区域の設定、その他可能な応急活動を実施するものとする。また、二次災害のおそれがある場合は、パトロールによる監視や住民への周知その他必要な措置を行うものとする。

3 関係団体等への協力要請

公共施設その他の応急活動を実施するに際し、関係団体等の協力が必要と認めるときは、次の協定に基づき建設資機材及び労力等の協力要請を行うものとする。

- (1) (一社)兵庫県建設業協会明石支部との災害時における応急対策業務に関する協定
(平成10年1月17日締結)
- (2) 兵庫県と(一社)兵庫県建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
(平成9年1月13日締結)
- (3) 明石市管工事業協同組合との災害時における緊急応援に関する協定(平成21年4月1日締結)
- (4) 明石市管工事業協同組合との災害時における機能復旧対策事務応援に関する協定
(平成19年7月10日締結)
- (5) 兵庫県自動車整備振興会明石支部との災害時における応急対策等の協力に関する協定
(平成20年3月19日締結)
- (6) ㈱金田土木協力会及び災害時応急対策協議会との災害時における応急対策業務に関する協定(平成26年7月10日締結)
- (7) 協同会との災害時における応急対策業務に関する協定(平成26年12月25日締結)

第11節 障害物の除去

〔実施担当〕	市（活動部）
--------	--------

障害物除去に関する救助について、災害救助法では以下のように定められている。

(1) 除去の対象

住宅が半壊又は床上浸水し(その他山崩れ等の特別な事情によるものは県へ協議)、当面の日常生活が営み得ない状態にあり(日常生活に欠くことのできない居室・炊事場・便所・風呂場等に運び込まれた障害物の除去に限られる)、自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者とする。

(2) 除去方法及び範囲

実施者は、自らの応急対策機器を使用し、又は状況に応じて、建設業者の協力を得て、速やかに障害物を除去するものとし、障害物除去の範囲は、原状回復ではなく必要最小限度の日常生活が営める状態とするための応急的な除去に限るものとする。

(3) 除去した障害物の集積場所

一時的には市の所有管理する運動場、空地等とし、その他の民有地等については、所有者、管理者と協議して使用する。

最終的な処理場所としては、市の埋立地又は宅地造成地とする。

(4) 必要な機械器具等

障害物の規模及び範囲によって対策をたてるが、比較的小規模のものについては、災害対策本部により処理するものとし、その他のものについては、市内建設業者の応援又は調達によって実施する。

(5) 除去費用

費用の範囲は、機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯あたり138,700円以内とする。

(6) 除去期間

災害発生の日から10日以内とする。

第12節 ペットの収容対策の実施

〔実施担当〕	市（あかし動物センター）
--------	--------------

災害時における、あかし動物センターの活動は次のとおり

- (1) 動物に対する情報の収集・提供
- (2) 飼い主とはぐれた動物の収容、飼い主への引渡し
- (3) 負傷した動物の保護及び治療
- (4) 避難所等で飼育される動物の健康状態、衛生状態の確認・指導
- (5) 兵庫県動物愛護救護本部との連携
- (6) 動物ボランティアの要請、受入れ、活動調整
- (7) 救援物資の受入れ、保管、配分
- (8) 必要な資器材・物資の調達、保管、配分

第6章 感染症・健康管理対策

〔実施担当〕 市（医療部救護対策班）

市は、明石市医師会等関係機関との連携を図りながら、感染症対策及び健康管理対策を実施する。

なお、平成19年12月に新型インフルエンザ対策として、「明石市新型インフルエンザ対策行動計画」が策定されている（平成27年3月改定）。この計画は、新型インフルエンザが発生した場合において、周到な計画のもとに発生初期の段階で押さえ込むことにより、可能な限り感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の低下に至らせないことを目的に策定されたものであり、明石市地域防災計画の感染症対策を補完及び充実させるものである。

1 感染症対策

- (1) 避難所におけるトイレ・廃棄物の消毒、手洗い用薬剤・衛生材料の配置、うがい薬・マスク等の配付を行う。
- (2) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・肺炎・感染性胃腸炎・破傷風・食中毒などの予防のための保健指導を行う。
- (3) 必要に応じ、感染症（インフルエンザ等）に関する予防接種の実施を調整する。
- (4) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるとき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）の規定に従い、消毒の指示又は消毒を実施する。
- (5) 感染症法の規定に従い、感染症の患者等に対し、入院の勧告又は措置をする。

2 感染症対策薬剤等の調達

薬剤等は、備蓄及び業者からの購入等により調達する。

3 健康管理対策

※明石市災害時保健活動ガイドライン参照

(1) 健康調査・巡回健康相談

ア 避難所・仮設住宅

避難生活における二次的な健康被害を防ぐため、健康調査、巡回健康相談、健康教育、環境整備等を行う。特に、感染症や生活不活発病、慢性疾患の悪化、こころのケア等、今後予測される健康課題の発生を予防するため、調査・巡回時に情報提供や保健指導を行う。

イ 被災地区在宅家庭訪問

被害状況の大きい地域へ家庭訪問を行い、健康調査を実施し、要フォロー者を把握する。

必要時、保健・医療・福祉サービスの情報提供、感染症や生活不活発病、

慢性疾患の悪化等の予防、こころのケアについて、情報提供や保健指導を行う。

ウ 車中泊避難者

車中泊をしている者の状況把握を行い、エコノミークラス症候群の予防等について情報提供や保健指導を行う。

(2) こころのケア

健康調査・巡回健康相談の中で、被災による急性ストレス反応が強く認められる者、精神障害者で治療中断となった者、精神状態が悪化している者など、緊急対応や専門的な精神科対応が必要な者へ、精神面の安定を目的としたこころのケアを実施する。又、対象者の状況に応じた医療機関及び支援機関との連携を行い、適切な支援体制の構築を図る。

4 人員の確保

被災状況を勘案し、保健師の応援・派遣要請について、必要性の検討及び調整を行う。

第7章 教育対策

〔実施担当〕 市（避難部）

災害時における学校の基本的な役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期再開を図ることにある。一方で、小・中学校全てが避難所として指定されていることなど、地域における防災拠点として果たすべき役割も大きい。したがって、特に初期段階では、教職員も防災活動の一定の役割を担いながら、学校教育活動の再開を図る。

1 児童・生徒等の安全確保

災害時における緊急連絡体制に従って情報伝達を行い、可能な者をもって学校防災活動及び避難所支援活動に備えるとともに、各学校で定めた「学校防災マニュアル」などに基づき、児童・生徒等の安全確保、点検・安否確認等を行う。

2 被害状況等の収集報告

応急対策の実施のため、次の事項について被害状況を速やかに収集し、本部との連絡を密にするとともに、報告書に資料を付して、播磨東教育事務所を經由して県に報告する。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) その他の教育施設（社会教育施設等）の被害状況
- (3) 教員その他の職員の罹災状況の概要
- (4) 児童の罹災状況の概要
- (5) 応急措置を必要とする事項

3 施設応急復旧計画

(1) 学校施設

ア 建物及び備品

校舎の軽微な被害については、即時に応急修理を行い、教室に不足をきたすときは、特別教室の転用、屋内体育館の仮間仕切り等の措置をとる。また、通学の危険がなくなったときは、直ちに授業が再開できるよう措置するものとする。

被害が大きく応急修理では耐えられないときは、一時学校又は学級を閉鎖し、復旧工事を行うとともに、必要に応じて仮設教室を設置し、早急に授業が再開できるよう措置するものとする。

冠水、破損等により使用不能となった児童生徒用机、椅子等は、応急修理を行うとともに近くの学校から余剰のものを集め補充し、授業に支障のないようにするものとする。

避難所、災害対策連絡所の設置等で、屋内体育館その他を使用するときは、校舎の被害状況を考え、関係機関とよく連絡の上措置するものとする。

イ 運動場

運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急補修するものとする。

ウ 学校給食施設

学校給食施設の被害については、速やかに平常業務が行えるよう措置するものとする。

(2) 学校以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を行えるよう措置するものとする。

(3) その他特別の事態が生じたときは、速やかに処理するものとする。

4 応急教育計画

(1) 応急教育実施場所

校舎等に甚大な被害を受け、多数の避難者を収容し、又は通学路の遮断等により、通常の授業が行えない場合は、仮設教室や近隣の学校その他の施設等において学校教育の再開に努める。この場合の授業場所、連絡方法、実施の方法等については、状況に応じた処置をするものとする。

(2) 応急教育方法

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童生徒及びその家族の罹災程度、交通機関や通学路の状況等を勘案して、次の方法により行うものとする。

ア 学校園において児童生徒の安全が確保できない場合

当該学校園を一時閉鎖し、近隣の学校や安全な場所で仮設教室を設けるなど適宜の措置をとるものとする。

イ 施設・設備の破損等により、通常の授業ができない場合

短縮授業、二部授業等の措置をとる。

登校できない児童生徒については、家庭訪問等により状況把握に努める。

ウ 登校に長時間を要する場合

始業時間を繰り下げ又は授業を短縮して行う。

登下校時の園児児童生徒の安全については、特に厳重な注意を払い、適切な処置をしなければならない。

エ 一部地域の児童生徒全員が登校できない場合

臨時にその地域内に応急の場所を設け、適宜授業を行うものとする。

オ 災害に伴う感染症予防、健康管理については、感染症対策計画に定めるところにより措置するものとする。

カ その他特別の事態が生じたときは、速やかに応急教育の措置をとるものとする。

(3) 教科書、教材、学用品の調達及び配給

児童生徒が被災し、教科書、教材、学用品（以下「教科書等」という。）を失ったときは、学校長からの報告に基づき教科書等の補給を要する実数及

び補給の状況を県に報告するとともに、教科書等の確保及び配給について適切な措置をとるものとする。

(4) 授業料等の免除、就学援助の措置

被災により経済的に就学が困難となった児童、生徒、特別支援学校等在籍児童等については、関係機関と連絡の上、速やかに授業料等の免除及び就学援助の措置をとるものとする。

(5) 給食の措置

ア 次の場合には、給食を一時中止するものとする。

(ア) 災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、学校給食施設が災害救助のために使用された場合

(イ) 感染症その他の危険発生が予想される場合

(ウ) 給食用物資の入手が困難な場合

(エ) 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合

(オ) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

イ 災害発生時においては、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、感染症対策、調理関係者の健康管理等に十分注意すること。

ウ 学校給食の応急実施に当たっては、実施校数、人員、給食種別の実施期間を県教育委員会に報告するものとする。

エ 災害に伴う学校給食関係被害状況報告

災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合等には、被害状況を速やかに県教育委員会に報告するものとする。

(6) 教職員の確保の措置

教職員の被災等により通常の授業を実施できない場合は、応急措置として次の方法により職員を確保するものとする。

ア 教育委員会は、各学校の教員不足数の状況により、一時的に教員の編制替えや出務等を指示するものとする。

イ 教育委員会職員のうち、教員免許状所持者に応援させる。

(7) 応援の要請

教育委員会は、市立学校の被害により応急教育のため市立学校相互間において調整をし、また教育実施者の確保措置をとっても不足し、応急教育の円滑な実施ができない場合は、県教育委員会に対し、教育実施者、教材等の応援を要請するものとする。

教育委員会は、国立、県立及び私立学校の被害により応援の要請があった場合には、可能な範囲で、教材、学用品等を供与し、正常な授業の確保に協力するものとする。

5 災害に伴う避難計画等

市立学校においては、学校の管理運営に関する規則に基づく学校警備防災計画及び消防法に基づく消防計画の定めるところにより、児童生徒の安全確保のための避難訓練を実施し、災害に対処するものとする。

災害発生が予想される場合の休校その他の措置については、あらかじめ教育委員会において基準を示し、その基準により決定するものとし、必要なときは各学校長と協議の上決定する。

第8章 廃棄物処理

〔実施担当〕 市（環境部）

1 し尿の収集処理

- (1) くみ取トイレ、浄化槽の被害状況を的確に把握し、し尿収集運搬委託業者及び浄化槽清掃業許可業者との連携を密にし、迅速かつ効率的なし尿収集処理を行う。
- (2) 避難所なし尿収集については、避難部との連携により定期収集を行う。
また、トイレの無い避難所については、仮設トイレやマンホールトイレを設置する。

2 ごみの収集処理

- (1) 迅速かつ衛生的に収集作業を完了させるため、市の職員、機器を効率的に活用するほか、一般廃棄物収集運搬委託業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者の人員、機器を動員する。
- (2) 通常ごみと災害廃棄物の分別を、広報紙等により周知徹底する。
- (3) 避難所のごみ収集については、避難部との連携により、排出場所の指定、量等の確認を常時行い、定期収集する。
- (4) ごみの搬入については、明石クリーンセンター等とするが、なお不足するときは、被災地の実情に応じて、公園、運動場、空地等の一時的な集積場所を各関係施設所管課と協議の上定める。
- (5) 処理については、原則として明石クリーンセンターで行うが、分別を徹底し、リサイクルを積極的に進めるなど廃棄物処理の減量化を行う。そのため、必要に応じ積極的に市民、事業者の協力を求めるものとする。

3 災害廃棄物（片付けごみや災害がれき等）の処理

- (1) 発生する廃棄物
 - ア 瓦、外壁等のがれき類
 - イ 被災した家具等の処分に伴い発生する片付けごみ
 - ウ 津波堆積物や土砂等
- (2) 処理方法
 - ア 排出場所については、自治会長等を通じて指定する。
 - イ 搬入は原則として明石クリーンセンターとするが、なお不足するときは、被災地の実情に応じて、公園、運動場、空地等の一時的な集積場所を各関係施設所管課と協議の上定める。
 - ウ 処理は原則として明石クリーンセンターで行うこととするが、分別を徹底し、リサイクルを積極的に進めるなど廃棄物処理の減量化を行う。そのため、必要に応じ積極的に市民、事業者の協力を求めるものとする。

エ 大規模な地震災害の場合、上記の災害廃棄物は膨大な量にのぼるため、災害廃棄物処理計画に基づき方針を確立し、処理を行うものとする。

オ 市のみで対応が困難なときは、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定」に基づき、応援要請を行う。また、被災状況により必要に応じて災害対策本部と調整の上、知事に自衛隊の応援要請を行う。

また、D.waste - net(環境省主管)に必要な応じてアドバイザーの派遣要請を行う。

(3) 家屋等の公費解体

損壊家屋について公費による解体を行う場合は、市において環境産業局環境室を主体に都市局道路安全室、都市局住宅・建築室その他関係局によるプロジェクトチームを設置し、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携して、その処理にあたるものとする。

なお、公費解体の実施については、兵庫県と連絡を密に取り合いながら行うものとする。

第9章 交通輸送対策

第1節 交通の確保

1 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両は、道路の左側に停車し、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取しその情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。その際、できる限り路外に駐車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

2 緊急輸送路

救助、救急、医療、消火活動を迅速に行うため、また被災者への緊急物資を供給するための緊急輸送路について、第2神明道路、国道2号、国道28号、国道250号（明姫幹線）、国道175号、二見土山線等が県において設定されている。

3 交通規制等

(1) 道路法（第46条）に基づく交通規制

道路管理者は、道路の損壊・欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 交通情報の収集

道路の損壊が見込まれる場所においては、交通管理者は道路交通法5条、6条等の交通規制により、歩行者及び車両への安全を確認しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路情報の収集を行う。

(3) 被災区域への流入抑制

ア 交通管理者は、被災区域への流入抑制や災害応急対策車両への通行確保のため、高速道路等を中心として道路交通法4条による広域的な交通規制を実施し、緊急交通路指定までの道路交通の秩序の維持を図る。

イ 交通管理者は、流入規制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡を取りつつ行う。

(4) 災害対策基本法（第76条第1項）に基づく交通規制

交通管理者は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要がある場合、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

ア 規制を行う区域又は区間

区域規制を被災地及びその周辺で行い、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機

応変に規制を変更することとする。

イ 周知徹底

道路管理者及び交通管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は、始期）等について、テレビ、ラジオ等のマスコミ、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用して住民等に周知する。

ウ 規制方法

(ア) 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させる。

(イ) 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記(ア)の標示を設置するいとまがない場合又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

エ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3）

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、これに応じない又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官自ら当該措置をとることができる。

(イ) 自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用できる。

オ 道路管理者等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76の6）

道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

カ う回路対策

(ア) 交通管理者は、幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、道路管理者との共同点検等により危険箇所がないことを確認した上で必要に応じてう回路を設定し、交通要点に警察官等を配置するなど危険を回避するための措置をとる。

(イ) 交通管理者は、う回路に設定された道路に、信号機の倒壊、滅灯等がある場合は、速やかに当該状況を確認し、警察官の配置、信号機の電源の回復、必要な交通規制の措置をとる。

キ 道路の復旧状況、交通量の変化、被災地域のニーズ等を踏まえ、順次、交通規制の範囲の縮小及び通行を許可する車両の拡大を行うなど、規制時間、区間、車種等の見直しを行う。

(5) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

ア 緊急通行車両の事前届出

県知事又は、県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

イ 事前届出の対象とする車両

県知事又は、県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理することとする。

(ア) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

ウ 事前届出に関する手続

(ア) 事前届出の申請

a 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者
(代行者を含む。)

b 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会
(警察本部交通規制課及び警察署経由)

c 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類(輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等)及び緊急通行車両等事前届出書2通

(イ) 届出済証の交付

公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付するものとする。

エ 事前届出車両の確認

(ア) 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略する。

(イ) 県(防災企画課)、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、警察署、交通検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(6) 道路交通法に基づく交通規制

災害活動が、復旧・復興活動へと向かう段階で、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り換えることとする。

4 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等により道路が閉塞し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

5 交通機関の行う交通の確保

道路管理者は、市内バス路線においては、道路の破損等により運行不能となった場合、運行事業者に対して路線の一部変更等の措置を依頼するなどし、できる限り運行を確保する。

また、西日本旅客鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)においては、運休箇所が発生した場合、神戸市バス、神姫バス、山陽バス等と連絡をとり、代行バスが運転を行う等により交通の確保を図るものとする。

第2節 輸送対策

1 自動車の調達方法

原則として調査部庁舎管理班及び各部等の保有する自動車によるものとするが、不足する場合は、待機中の他の部等の保有車両を使用する。なお不足するときは、各班において、市内の運送会社等に協力を求め調達する。調査部庁舎管理班は、応急対策の各々の時期に応じた配車調整を行う。

2 運送業者等との連携

大規模災害の場合、市の輸送能力だけでは限界があるため、運送業者等と連携し、輸送体制を確立する。

3 ヘリコプターの活用

大規模災害時には道路・鉄道交通の被害により陸上交通が遮断されることがあり、また同時多発的な火災の発生による被害状況の情報収集等の面においてもヘリコプターは有効であることから、平常時からヘリポートの適地を選定しておく。適地は、原則として市の公共施設の中から選定することとするが、地理的条件、施設の規模等の面において優れた県施設や民間施設があれば、これについても選定し、施設管理者の了解を得るよう努める。

(1) ヘリコプターの活動内容

- ア 火災等の被害状況の情報収集
- イ 負傷者の緊急輸送
- ウ 緊急物資・資機材等の輸送

(2) 現在のヘリポート適地

- ア 明石川崎ヘリポート（川崎重工業株式会社明石工場）
- イ 明石海浜公園 自由広場（明石市二見町南二見）
- ウ 石ヶ谷公園（明石市大久保町松陰）
- エ 明石公園 補助競技場（明石公園）
- オ 兵庫県立大学明石キャンパス内 グランド（明石市北王子町）
- カ 明石北わんぱく広場（明石市大久保町松陰）
- キ 八木双葉グラウンド（明石市大久保町八木）

(3) 兵庫県消防防災航空隊への要請手続き（緊急運航の要請）

ア 市長又は消防局長が消防防災ヘリコプター緊急運航要請書により、通常時は電話会議システムで兵庫県災害対策本部（災害警戒本部）設置時は、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

緊急要請連絡先：兵庫県災害対策本部事務局

☎ 078-362-9900（専用） FAX 078-362-9911

※昼夜を問わず

イ 要請に際し連絡すべき事項

- (ア) 災害の発生場所、発生時間、内容、理由
- (イ) 要請を必要とする理由
- (ウ) 活動内容、目的地、搬送先
- (エ) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (オ) 現地の気象条件
- (カ) 現場指揮者
- (キ) その他必要事項

ウ 市において措置する事項

- (ア) 離発着場の選定
- (イ) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- (ウ) 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。あわせて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

4 海上輸送

災害により陸上交通が遮断された場合、海上運送事業者等により、明石港等を基地とした陸上交通の代替や救援物資の輸送等を行う。併せて港湾が使用できない災害の場合は、自衛隊等により海岸に直接達着する等の救援物資の輸送方法について計画する。

第10章 災害警備計画

〔実施担当〕 明石警察署

1 基本方針

明石警察署の災害警備活動は、災害が発生し、発生するおそれがある場合において、県、市等の行政機関、消防機関及び防災関係機関と緊密な連携を図り、市民の生命、身体の保護を第一とした総合的な活動を行うものとする。

2 災害警備体制

(1) 災害警備本部体制

ア A号体制

(ア) 管内において震度6弱以上の地震を観測した場合

(イ) 管内において大雨特別警報、大津波警報又は津波警報が発表された場合

(ウ) 実人員の全員をもって災害警備体制に入る

イ B号体制

(ア) 管内において震度5強の地震を観測した場合

(イ) 実人員の半数の人員をもって災害警備体制に入る

ウ C号体制

(ア) 管内において震度5弱の地震を観測した場合

(イ) 宿直員及び地域課当務員その他必要と認められる人員をもって災害警備体制に入る

(2) 準災害警備本部体制

(ア) 管内において震度4の地震を観測した場合

(イ) 管内において大雨警報等、津波注意報が発表された場合

(ウ) 宿直員、地域課当務員及び警備課員をもって災害警備体制に入る

第11章 生活支援

第1節 罹災証明書の発行

〔実施担当〕	市（調査部調査班）
--------	-----------

罹災証明書の発行は、被災者にとって、税の減免、公共料金の減免、見舞金・義援金の受給、貸付金の申込み等、災害後の早期立ち直り及び生活の安定化のためには極めて重要な行為となる。

罹災証明は、市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。また、罹災証明書の発行によらず、必要に応じて、罹災届出証明書の発行で対応することもできる。

1 罹災証明書の発行

(1) 証明事項

市長は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家について、申請があったときは遅滞なく被害調査を行い、同法90条の2第1項の規定に基づき罹災証明書を発行する。

なお、火災にかかるものについては、消防署長が証明する。

- ア 全壊（流出）、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

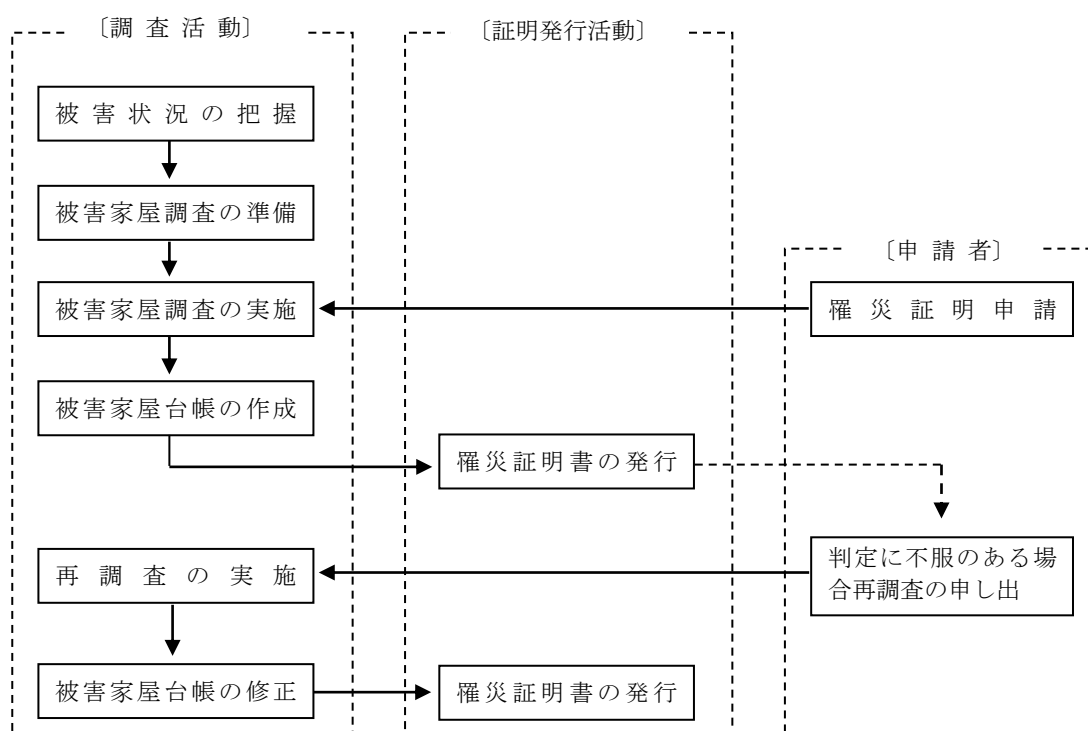
(2) 証明書の発行要領

- ア 現に災害により住家に被害を受け、その住家について「罹災証明書」の発行を受けようとする者は、市へ申請を行わなければならない。
- イ 市は、申請のあった住家について、内閣府の示す「災害に係る住家被害認定基準運用指針」に基づき、原則、申請者等の立会いのもとで、外観及び内部からの被害調査を行う。ただし、写真による被害調査が可能な場合は、この限りでない。
- ウ 市は、被害調査の結果に基づき、被害家屋台帳を作成する。
- エ 市は、被害家屋台帳に基づき、申請者に対して「罹災証明書」を発行するものとする。

2 再調査

- (1) 罹災証明書の交付を受けた者で、その判定について不服のある者は、再調査の申し出を行うことができる。
- (2) 再調査については、建築の専門家による調査を行うものとする。
- (3) 再調査の受付は、期間を設定するものとする。

3 罹災証明書発行の流れ



4 罹災届出証明書の発行

市長は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住家以外の資産（店舗、外構・設備、家財道具等）について、申請に基づき被害の届出があったことを証明する。

(参考1)

兵庫県南部地震の際の家屋被害調査及び被災証明書の発行状況

- ① 証明書発行件数 50,000件超
- ② 家屋調査期間（再調査含む） 2月12日～7月31日
- ③ 家屋調査実施者 全ての部
- ④ 家屋調査申請の1日当たり最大数 約1,000件

(参考2)

平成30年度台風被害の際の罹災（届出）証明書の発行状況

- ① 罹災証明書発行件数 約98件
- ② 罹災届出証明書発行件数 約53件

(参考3)

令和6年4月16日降雹（ひょう）の際の罹災（届出）証明書の発行状況
（令和6年7月31日時点）

- ① 罹災証明書発行件数 287件
- ② 罹災届出証明書発行件数 212件

第2節 住宅対策

〔実施担当〕	応急仮設住宅 住宅の応急修理	県・市（活動部活動第5班） 市（活動部活動第3班）
--------	-------------------	------------------------------

1 応急仮設住宅

住宅の全壊又は全焼等の被害が発生した場合で、市長が必要と認めるときは、被災者への応急仮設住宅（建設型応急住宅・賃貸型応急住宅）の供与を行うものとする。

災害救助法に定められた建設型応急住宅の基準は、以下のとおりである。

- ア 規 模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
- イ 費 用 国庫負担の対象となる費用の限度額は、1戸当たり6,775,000円
- ウ 着工期間 災害発生の日から20日以内（ただし、大災害等のため着工が遅れるときは、事前に承認を得て、最小限度の期間を延長することがある。）
- エ 供与期間 供与の日から2年以内

(1) 応急仮設住宅の供与要請

市は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。

- ア 被害戸数
- イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所
- ウ 連絡責任者

(2) 入居対象

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

(3) 建設場所

市有地等公有地を基本に、被災者が相当長期にわたり居住することも考慮し、保健衛生、交通、水道、教育など立地条件を勘案の上選定することとする。

また、建設型応急住宅の供与のほか、民間賃貸住宅の居室の借り上げによる賃貸型応急住宅を該当者に供与することもできる。

(参 考)

兵庫県南部地震の際の主な応急仮設住宅の建設場所及び建設戸数

〔 朝霧公園 (40 戸) 、中崎遊園地 (51 戸) 、明石公園(154 戸) 、川端公園(75 戸) 〕
〔 上ヶ池公園 (62 戸) 、大久保町東原(218 戸) 等 13 か所 856 戸 〕

2 住宅の応急修理

住宅の半壊又は半焼等の被害が発生した場合で、市長が必要と認めるときは、次の基準により住宅の応急修理を行うものとする。

災害救助法に定められた住宅の応急修理の基準は、以下のとおりである。

- (1) 対 象 災害によって住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者
- (2) 範 囲 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分
- (3) 費 用 国庫負担の対象となる費用の限度額は、1世帯当たり
706,000 円
- (4) 期 間 災害発生の日から1か月以内に完成

第12章 公益事業災害応急対策計画

第1節 ガス事業災害応急対策計画

[実施担当] 大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部

1 警戒活動

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- (3) ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

2 被害状況の報告

ガス供給地域内において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちにガス設備の被害状況を調査する。

3 危険予防措置

ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、関係機関への通報ならびに付近住民への広報を行う。

4 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

5 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

6 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

7 実施担当機関

明石市域におけるガス施設の災害防止、復旧活動等については、次の部署が中心となって担当する。

大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部

神戸市中央区港島中町4-5-3

(電 話) 078-303-8600

(ガス漏れ専用電話) 0120-7-19424(フリーダイヤル)

第2節 電気事業災害応急対策計画

[実施担当] 関西電力送配電株式会社 神戸本部明石配電営業所

1 事業所の所在地及び名称

名称	所在地	電話番号
明石配電営業所	明石市東仲ノ町2-14	0800-777-3081 (フリーコール)

2 防災体制の確立

(1) 対策組織の設置

関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長および本部長対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

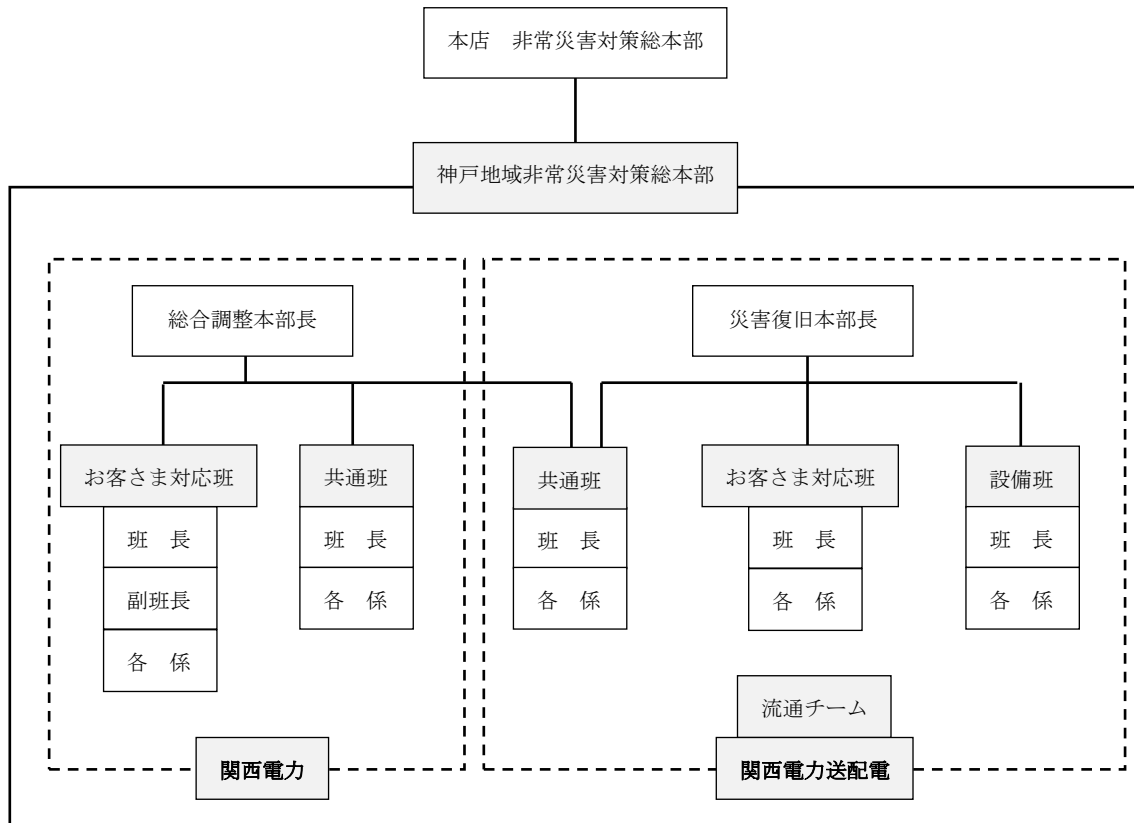
- ア 神戸地域非常災害対策総本部
- イ 神戸地域発販等非常災害対策本部
- ウ 神戸地域送配電非常災害対策本部
- エ 神戸地域発販等警戒本部
- オ 神戸地域送配電警戒本部

(2) 総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。
 - (ア) 神戸地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (イ) 神戸地域内に大津波警報が発令された場合
 - (ウ) 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
 - (エ) 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合
- イ 総本部の設置については、関西電力の長と関西電力送配電の長が協議し、決定する。
 - (ア) 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、関西電力と関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
 - (イ) その他必要な場合

非常災害対策総本部 組織図



(3) 体制の確立

関西電力および関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

- ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
- イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

3 応急対策に関する事項

(1) 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

- ア 一般情報
 - (ア) 気象、地象情報
 - (イ) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
 - (ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
 - (エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

- イ 関西電力および関西電力送配電の被害情報
 - (ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況
 - (イ) 停電による主な影響状況
 - (ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
 - (エ) 従業員等の被災状況
 - (オ) その他災害に関する情報
- (2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。
- (3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたとときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたとときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。
- (4) 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

 - ア 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編 災害予防計画 第8章に定める広報活動を行う。
 - イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。
- (5) 対策組織要員の確保
 - ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
 - イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれがなくなった後に出社するものとする。
 - ウ 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および広域的機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(6) 災害時における復旧用資機材等の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(7) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(8) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(9) 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

(10) 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(11) 災害復旧に関する事項

ア 復旧計画

地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

(ア) 復旧応援要員必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧用資機材の調達

(エ) 復旧作業の日程

(オ) 仮復旧の完了見込

(カ) 宿泊施設、食料等の手配

(キ) その他必要な対策

本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

イ 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第3節 電気通信事業災害応急対策計画

〔実施担当〕 西日本電信電話株式会社 兵庫支店

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を推進実施する。

1 災害対策本部の設置

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
N T T 西 日 本 兵 庫 支 店 設 備 部	神 戸 市 中 央 区 海 岸 通 1 1 番 N T T 神 戸 中 央 ビ ル 4 階	災 害 対 策 室 T E L : 078-393-9440 F A X : 078-326-7363

2 応急復旧**(1) 通信混乱防止**

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信の途絶の解消と通信の確保

災害により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替装置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取り扱う。

ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。

エ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)

オ NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

カ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。

(5) 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。

ア 提供の開始

(ア) 地震、噴火等災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況(輻輳)になっている場合開始する。

(イ) 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

イ 伝言の条件等

(ア) 「災害用伝言ダイヤル(171)」

a 登録できる電話番号(被災地電話番号)

…… 加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号

b 伝言録音時間 …… 1伝言あたり30秒間

c 伝言保存期間 …… 提供終了まで

d 伝言蓄積数 …… 1電話番号あたりの伝言数は1~20伝言で、提供時にお知らせをする。

(イ) 「災害用伝言板(web171)」

- a 接続条件 …… インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能。
- b アクセスURL …… <https://www.web171.jp>
- c 伝言登録数 …… 伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件まで（20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される）
- d 伝言板（伝言メッセージボックス）数
 - …… ●利用者情報なしの場合：1 件
 - 利用者情報ありの場合：20 件
 - ※利用者情報は事前に登録が必要
- e 伝言保存期間 …… 提供終了まで（ただし最大で6 か月）
- f 登録可能な伝言 …… 定型文及びテキスト情報（伝言 1 件あたり 100 文字）
- g 伝言のセキュリティ …… 伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
- h 伝言通知機能 …… 利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

ウ 伝言通知容量 …… 約 800 万伝言

- (ア) テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等をお知らせする。
- (イ) 電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル」をご利用して頂きたい旨の案内を流す。
- (ウ) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- (エ) 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

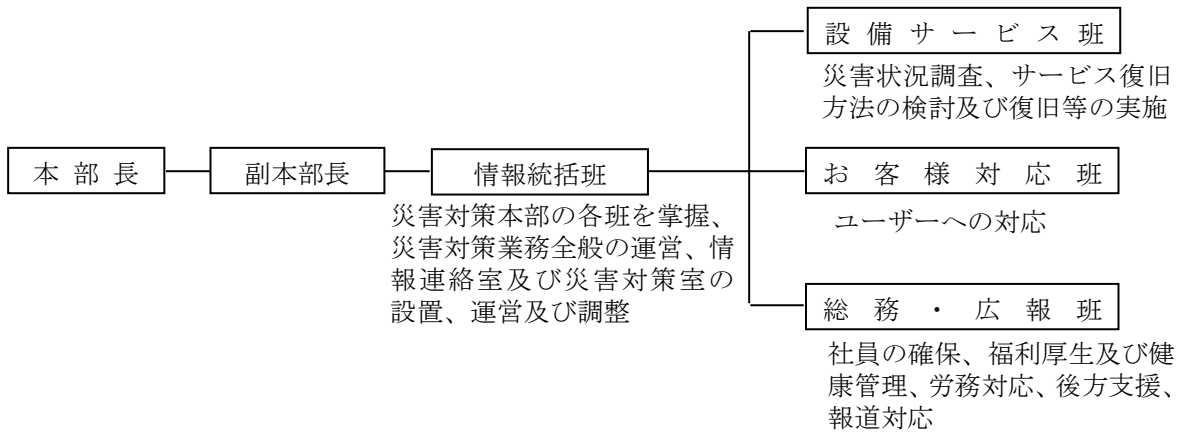
(6) 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

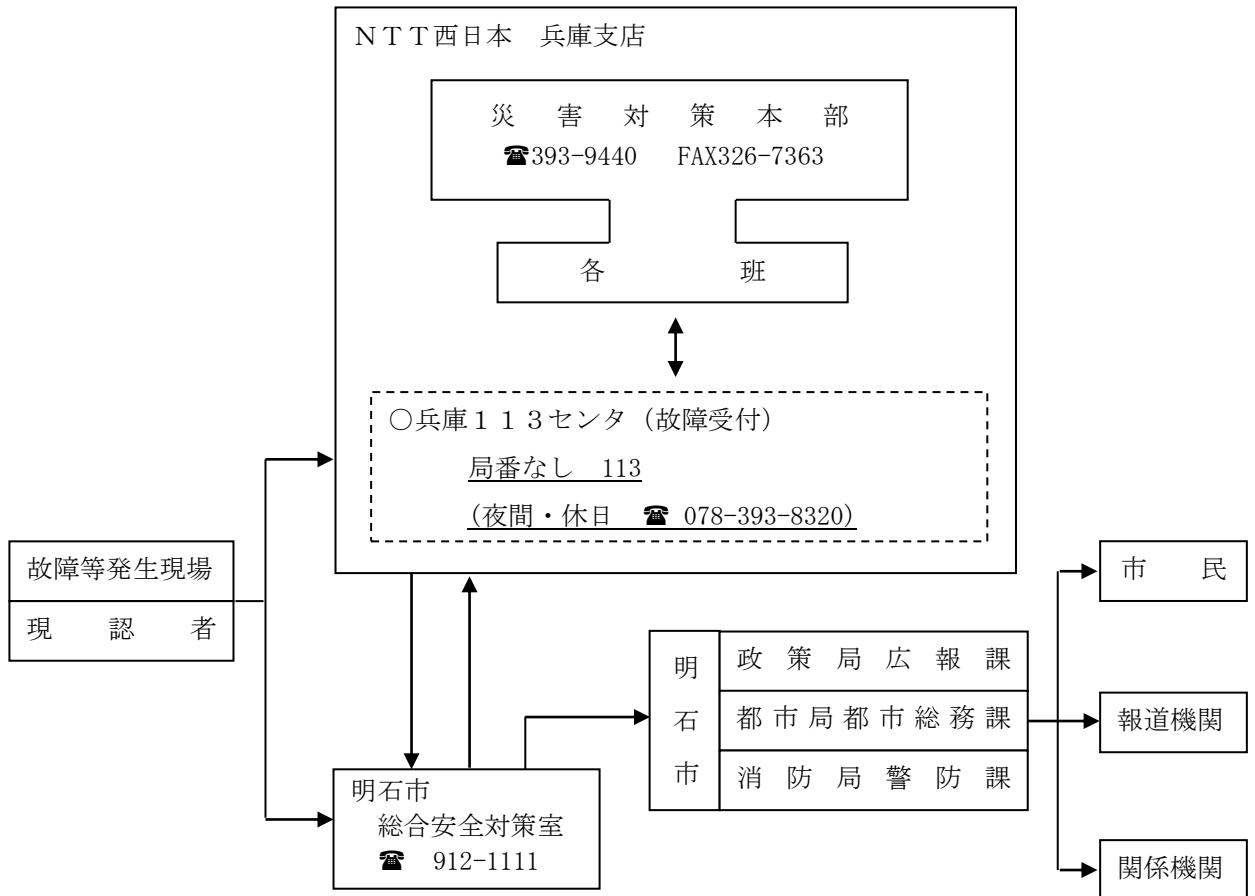
復 旧 順 位 表

第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及び第一順位以外の国又は地方公共団体

3 災害対策本部の組織及び所掌事項



《事故発生時の連絡情報について》



第4節 鉄道輸送事業災害応急対策計画

1 西日本旅客鉄道株式会社

〔実施担当〕	近畿統括本部（兵庫支社 事故対策室 ☎ 360-4020）
朝霧駅	} （管理駅：西明石駅） ☎ 078-928-2831
明石駅	
西明石駅	
大久保駅	
魚住駅	} （管理駅：加古川駅）
土山駅	

災害により死傷者が発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

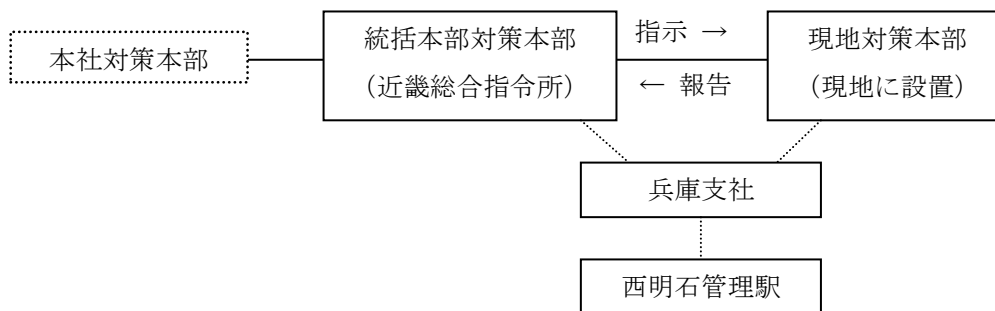
（1）対策本部の種別、設置標準

種別	設置標準
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、その恐れがあるとき ・特に必要と認めたとき
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様等に負傷者が生じたとき又はその恐れがあるとき ・復旧等に長時間（概ね一日以上）要するとき（A線区・B線区） ・特に必要と認めたとき
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等の発生又は災害等の恐れにより情報収集、復旧等が必要なとき ・A線区において3時間以上の運転見合わせが発生したとき又はその見込みがあるとき ・その他複数線区において3時間以上の運転見合わせが発生したとき又はその見込みがあるとき

※ A線区：東海道・山陽本線（京都～西明石）

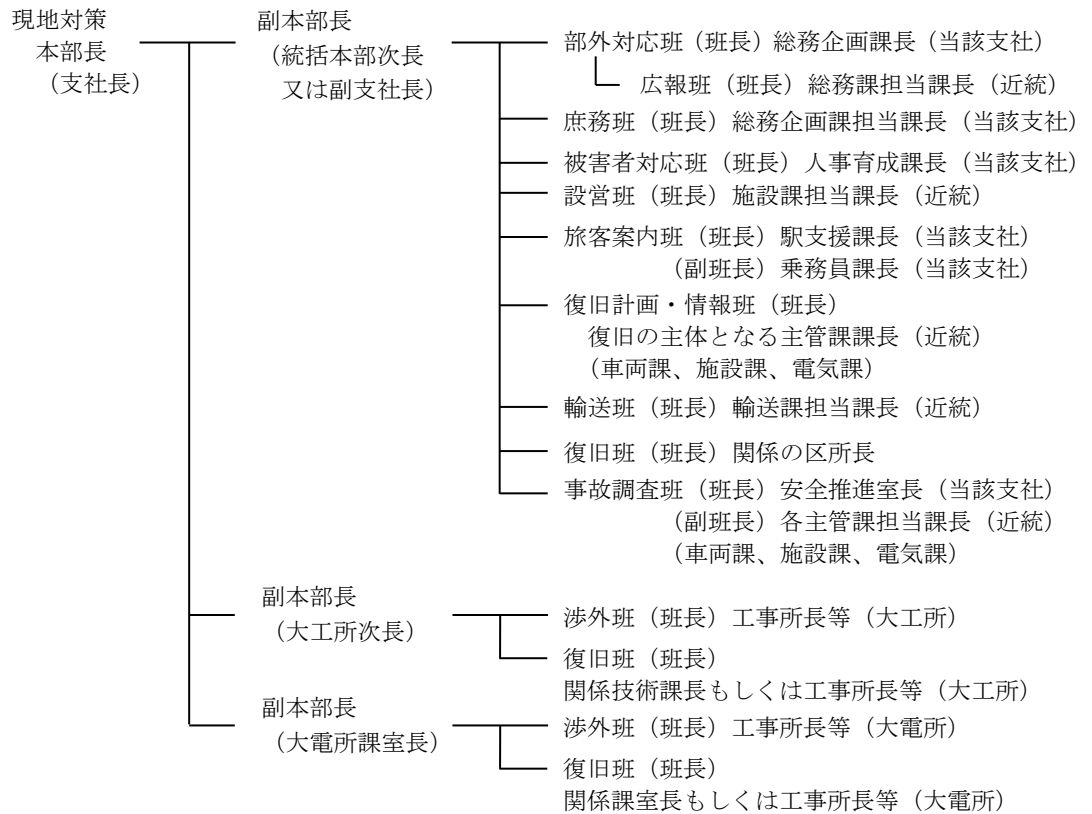
B線区：山陽本線（西明石～網干）

（2）統括本部対策本部体制図



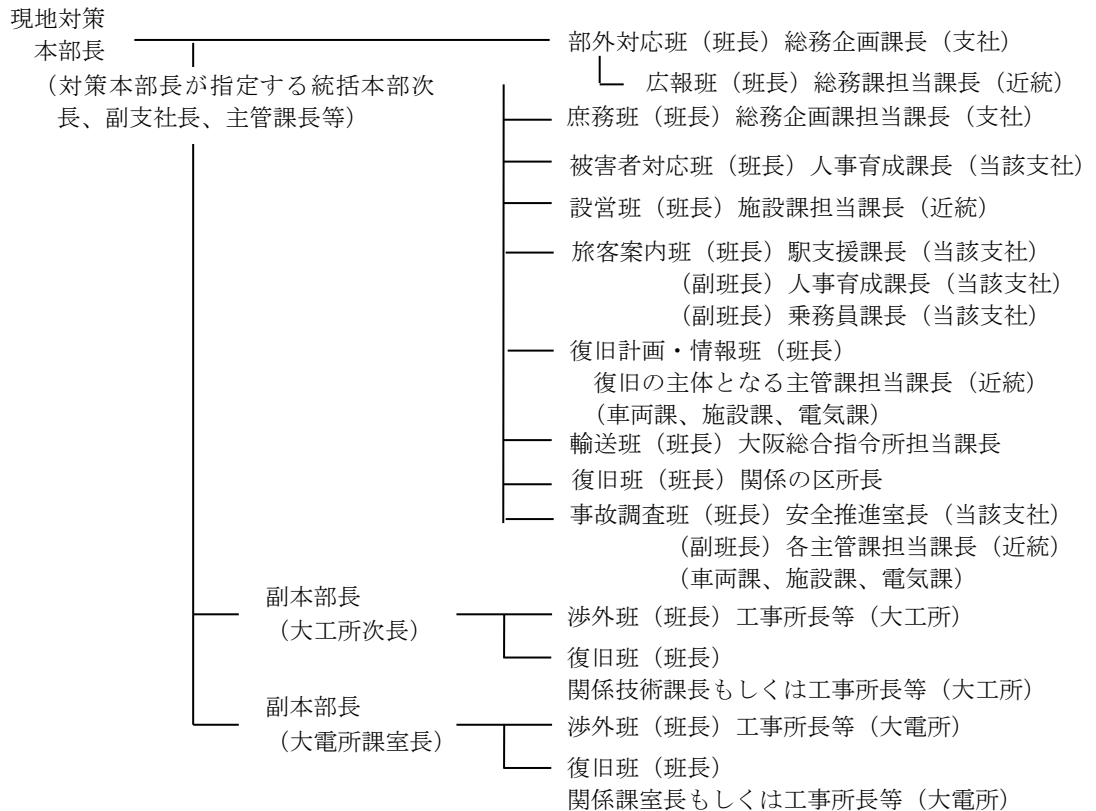
(3) 第1種体制の現地対策本部の構成

○ 現地対策本部



(4) 第2種体制、第3種体制の現地対策本部の構成

○ 現地対策本部



(5) 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、お客様等の救護及び復旧の業務を統括する。

ア 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先する。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。

イ 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告する。

ウ 現地対策本部長は、新幹線での事故等に限り、被害者・被災者の救助が終了し、復旧に向けた体制に移行する際は、新幹線鉄道事業本部に現地対策本部を引き継ぐ。

エ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

(6) 現地対策本部長代行の設置等

現地対策本部長が到着するまでの間においては、以下により「現地対策本部長代行」を設け、現地での救助活動の指示、お客様等の被害状況を最優先にした事故等の情報収集、消防・警察・病院等関係機関への通報確認等を行うものとする。

ア 現地に到着した社員のうち、最適任者（駅区所長等又は助役等）を「現地対策本部長代行」とする。

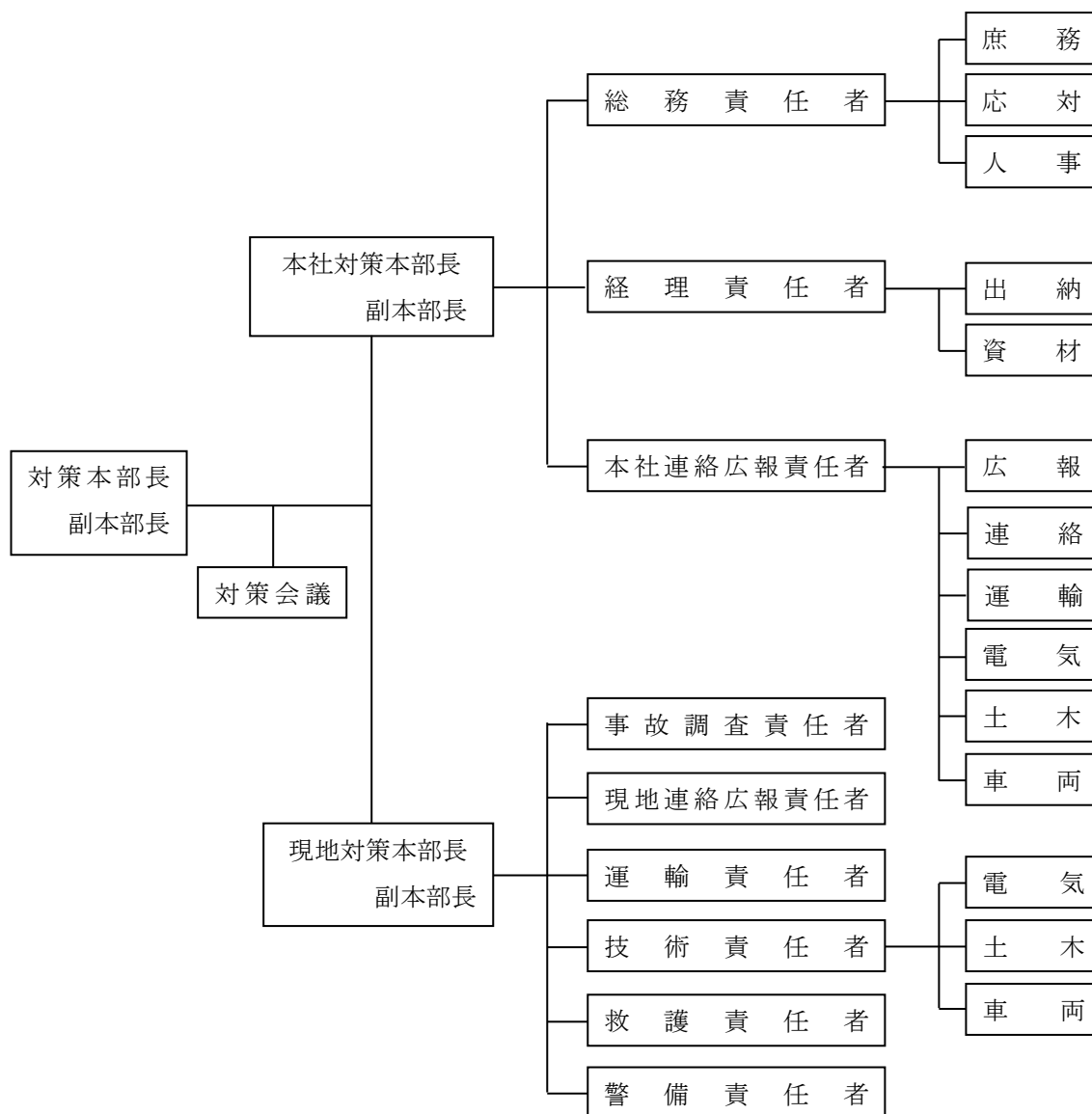
イ 現地対策本部長代行は、現地対策本部長が到着するまでの間、事故状況の把握、お客様等の救護を最優先に復旧体制の整備、統括本部対策本部との連絡等に努めるものとする。

2 山陽電気鉄道株式会社

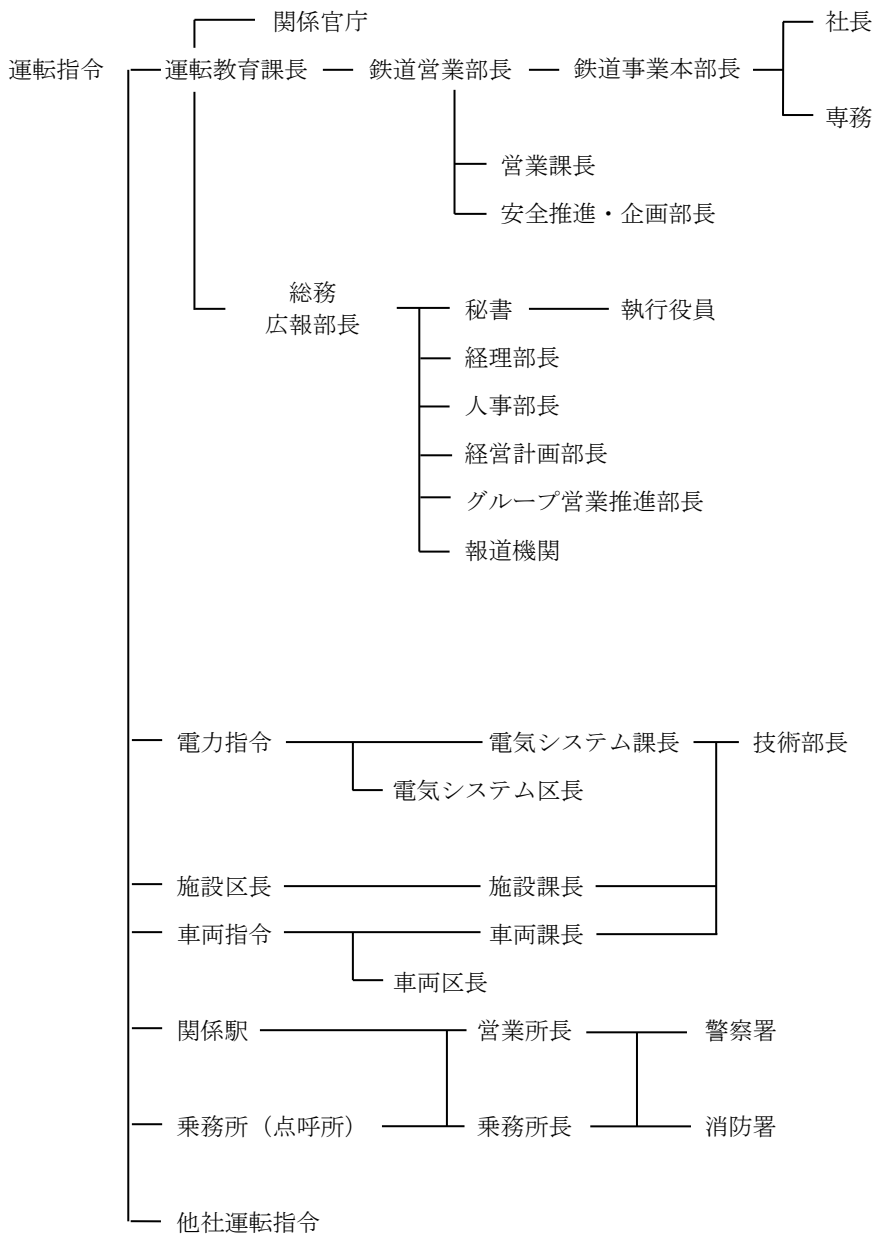
[実施担当]	営業所 (☎ 913-2853) (8:30~17:30)	山陽明石駅 (☎ 911-2481) (17:30~8:30)
--------	----------------------------------	------------------------------------

災害などにより緊急事態が発生した場合には、その情報収集、業務連絡、関係先への報告、非常措置及び応急復旧を行うため、必要に応じ、本社に対策本部を、現場に現地対策本部を設置する。その組織は原則として次によるが、災害の程度によりこれを適宜変更する。

[緊急事態対策本部組織]



[緊急事態発生時の速報経路]



第13章 大規模火災対策等

[実施担当] 消防局・消防団・明石市医師会・明石警察署

大規模な火災その他の災害が発生した場合の応急対策については、次のとおり行う。

1 大規模火災

(1) 消火活動の実施

消防局、消防団は、市域の火災の全体状況を速やかに把握し、迅速、的確、重点的な部隊の配置を行い、警察との協力・連携を行いながら消火活動を実施する。

- ア 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- イ 住民の避難誘導を含む救急・救助活動
- ウ 危険物施設に対する防御
- エ 避難場所に通じる避難路の火災に対する防御
- オ 情報収集活動
- カ 広報活動

(2) 消防相互応援

他市町との相互応援協定に基づき、応援要請を行い、被害を最小限にとどめる。

ア 兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害に対処することを目的として、相互応援協定を締結している。

（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町、神戸市、明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市、小野市、姫路市、西はりま消防組合、赤穂市、豊岡市、南但広域行政事務組合、美方郡広域事務組合）

イ 神戸市・明石市消防相互応援協定（平成19年2月6日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、神戸市又は明石市の区域内に火災及び火災を除く災害又は救急事故が発生した場合に相互の消防力を活用して応急対策活動の万全を期すことを目的として、協定を締結している。

ウ 明石市・加古川市消防相互応援協定（平成19年3月30日締結）

消防組織法第39条の規定に基づき、明石市、加古川市、稲美町及び播磨町の区域内において火災及び火災を除く災害又は救急事故が発生した

場合に相互の消防力を活用して被害を最小限度に防止することを目的として、協定を締結している。

(3) 兵庫県消防防災航空隊

市町職員及び県職員から構成される兵庫県消防防災航空隊が設置されており、市町が災害時において、ヘリコプターの緊急運航を必要とするときは、県へ要請を行うことによって、県の保有する消防防災ヘリコプターを活用することができる。

- ア 救急活動
- イ 救助活動
- ウ 火災防御活動
- エ 災害応急対策活動

(4) 市民・事業所の消火活動

市民、自主防災組織及び事業者は、発災後初期段階における消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

また、平常時から消火訓練を実施することとする。

－市民の役割－

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 地震が発生したら、まず身の安全を守る。② 直ちにガス器具などの火の始末を行う。③ 火災が発生した場合は、「火事だ」と大声を出して、隣近所の協力を求めるとともに、119番通報してもらう。④ 消火器、水道水、浴槽の水等のあらゆる方法により初期消火に努める。⑤ 初期消火で消火できなかったときは、素早い判断で避難を行う。その際、燃えている部屋の窓やドアを閉めてから避難する。 |
|--|

2 危険物等による災害

石油、高圧ガス、火薬類、劇物・毒物等を保有する事業所は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときは、消防署等に通報のうえ、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市等が総合的な対策を実施することとする。

3 放射性物質事故

放射性物質を取扱う事業所及び輸送者は、放射性物質に係る事故災害が発生したとき、被害の拡大防止、復旧作業等を行うように関係法令で定められているが、市においても市民の安全を確保するため、各章に定めるところにより対策を講じるものとし、放射性物質の特性から特に必要な対策についても講じることとする。

(1) 応急対策に必要な体制整備

放射性物質事故災害対策に必要な体制の整備を行うものとする。

ア 活動体制の整備

(ア) 防災資機材の整備

(イ) 災害対策要員の研修・訓練

イ 連携体制の整備

県及び関係省庁に対して、災害発生時における緊急連絡や専門的知識を有する者の派遣要請等で速やかに連携が図れるよう、平時から連絡体制の整備に努めるものとする。

ウ 保安管理体制の徹底

放射性物質取扱事業者は、関係法令に基づき、放射性物質事故災害の発生防止に関し、万全の措置を講ずるとともに放射性物質事故災害の拡大の防止及び復旧に関し誠意をもって必要な措置を講じることとされている。

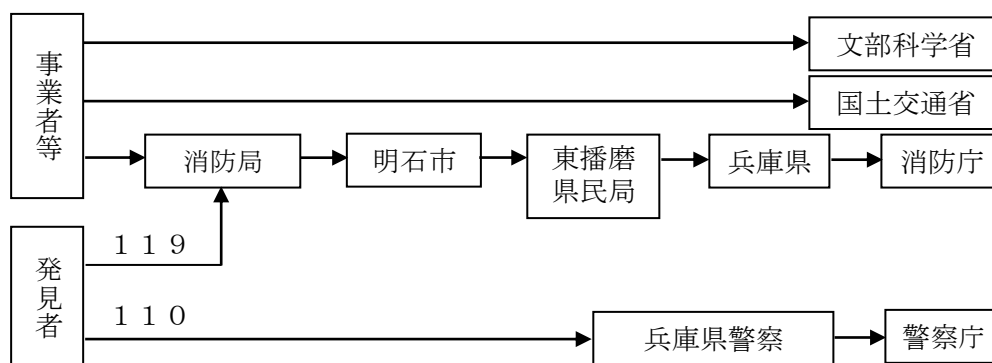
そのため、放射線物質取扱事業者は、災害発生時の通報体制など防災業務計画を作成するとともに放射線障害防護用器具、放射線測定設備その他の必要な資機材の整備を行うものとする。

(2) 災害発生時の応急対策

ア 情報収集・伝達

(ア) 放射性物質事故災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合、第3編 第2章「情報計画」に基づき、速やかに情報収集体制を整えとともに県等に報告するものとする。

(イ) 情報伝達系統図



イ 活動体制の確立

市長は、放射性物質事故災害が周囲へ重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合で、その対応に多数の人員が必要とされる場合、第3編 第1章「災害対策本部等」に基づき防災体制を整えるものとする。

ウ 応急活動の実施

- (ア) 市長は、放射性物質事故災害が発生した場合、必要に応じて警戒区域を設定し、被害の拡大防止に努めるものとする。区域の設定については、現場関係者及び関係機関と協力し、測定器等を用いた検査結果をもとに設定するものとする。
- (イ) 発生した放射性物質事故災害についての広報を、第3編 第2章「情報計画」に基づき行い、必要に応じて、避難誘導、避難所の開設等を行うものとする。
- (ウ) 国の専門家等の助言を踏まえ、事故発生原因者による現場の放射性物質の除去及び除染作業を確認した後に、警戒区域の設定を解除するものとする。
- (エ) 市長は、県の指示に基づき、放射性物質により汚染された飲料水及び飲食物の摂取制限又は禁止の措置を講じるものとする。
- (オ) 市長は、県から飲料水及び飲食物の摂取制限等の解除の指示があったときは、特別な理由がないかぎり、当該制限等を解除し、安全が回復した旨を発表するものとする。
- (カ) 事故発生原因者、文部科学省等の測定により、安全が確認され、市民生活に影響がないと判断した場合は、速やかに市民に広報を行うものとする。
また、報道機関等の協力を得ながら、的確な情報を広報することにより、風評被害の防止に努めるものとする。
- (キ) 放射性物質事故災害の発生場所付近の住民等に対して、心身の健康に関する相談に応じるための窓口を開設する等、必要に応じた対策を講じるものとする。
- (ク) 原子力施設における事故等により、大規模な放射性物質の放出があり、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国からの指示があった場合には屋内避難等を実施するものとする。
- (ケ) 原子力施設における事故等における県外からの避難者の受入れについては、国・県等と連携し、実施するものとする。

4 大規模事故災害

航空機事故、船舶事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故（サリン等の発散を含む。）、雑踏事故等により多数の死傷者が発生したときは、市長は、事故現場に出動した警察又は消防機関あるいは海上保安庁の意見を聞いて突発重大事故の認定を行い、県に通報するものとする。

県は、当該事故の状況により、災害対策本部又は支援対策本部を設置し、関係防災機関に連絡を行うとともに、状況により、職員を現場に派遣するものとする。

市は、災害情報の収集及び伝達等に努め、県をはじめ防災関係機関との連携を図り、必要な応急対策を実施するものとする。

5 雑踏事故

(1) 行事の主催者等の留意事項

関係機関は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮することとする。

ア 行事の主催者等は、行事の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めることとする。

(ア) 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官との連絡体制

(イ) 消防局への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防局と連携した救急・救護体制

(ウ) 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など明石市医師会及び医療機関との協力体制

(エ) 事故発生直後に第1報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

イ 行事の主催者等は、行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備にかかる体制や緊急時の救急・救命体制等について消防局、明石警察署、明石市医師会、医療機関等と連絡調整を行うこととする。

ウ 行事の主催者等は、行事の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防局、明石警察署等に助言を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。

エ 行事の主催者等は、行事の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、明石市医師会から協力を得て、現地への医療関係者の派遣を受けることとする。

オ 行事の主催者等は、行事の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけることとする。

(2) 関係機関の情報連携

行事の主催者等、消防局、明石警察署、明石市医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第1報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、緊密な情報連携を図ることとする。

(3) 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

ア 群集の密度、行動等から雑踏事故発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。

イ 消防局は、雑踏事故発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場確認のため職員を急行させることとする。

(4) 雑踏事故発生時の対策

関係機関は次に定める対策など、事故の態様に応じ必要な対策を実施することとする。

ア 行事の主催者等

行事の主催者等又は鉄道事業者等は、雑踏事故が発生した場合、迅速に消防局、明石警察署等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場所を確保するなど、応急措置に努めることとする。

イ 消防局

(ア) 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を的確に把握し、救急・救助活動に迅速に着手することとする。

(イ) 必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。

(ウ) 多数の負傷者が発生した場合、兵庫県広域災害・救急医療システムを活用し県下の医療機関及び明石市医師会へ情報提供して協力を依頼するとともに、医療機関と連携を取り、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

ウ 医療機関等

(ア) 行事の主催者等及び消防局と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努めることとする。

(イ) 明石市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めることとする。

エ 明石警察署

(ア) 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払うこととする。

(イ) 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保することとする。

(ウ) 効果的な広報活動によって人心の安定を図ることとする。

第14章 津波対策

1 津波の発生等に関する情報

津波予報は日本の沿岸を66の予報区に分けて行われるが、本市において注意が必要な予報区は以下のとおり。

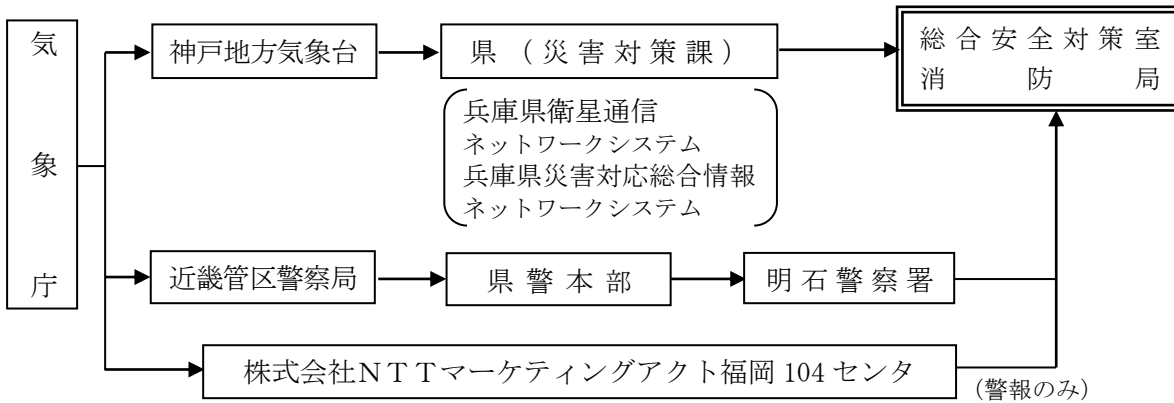
- ・ 兵庫県瀬戸内海沿岸
洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く兵庫県の瀬戸内海沿岸。
※ 明石市は、この中に含まれる。
- ・ 淡路島南部
洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市沿岸。



種類	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
		数値発表	巨大地震時 (M8.0以上)
大津波警報	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。 養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は、ただちに海から上がって海岸から離れる。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない

- (注) 1 津波が予想されないときは、「津波の心配なし」の旨を地震情報含めて発表する。
- 2 0.2m未満の海面変動が予想されたときは、「高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない。」旨を発表する。
- 3 津波注意報解除後も海面変動が継続するときは、「津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である。」旨を発表する。

— 津波注意報・警報収集伝達系統図 —



2 応急対策

(1) 勤務時間外の対応

勤務時間外に兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたときは、市は各部局で特に定めるものの他、第3編 第1章 第2節「動員・配備及び災害対策本部の設置」に定める指定連絡要員全員が自主参集し、警戒体制をとるものとする。また、勤務時間外に兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたときは、市は関係各課であらかじめ定められた要員が自主参集し、情報収集等を行うものとする。

なお、いずれの場合についても、参集の徹底を図るため、情報を受信した消防局は職員召集・情報伝達システム（mailio）により上記に該当する要員に連絡を行うものとする。

(2) 初期対応

- ア 漁協、海岸付近の住民への情報伝達（防災行政無線等）
- イ 海面監視パトロールの実施
- ウ 漁港、港湾、河川、水路等の水門の閉鎖のための指示等
- エ 避難指示

(3) 災害対策本部の設置

津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市長は、災害対策本部を設置し、災害活動を行う。

3 南海トラフ巨大地震を想定した津波防災対策の実施

平成26年2月に兵庫県が公表した南海トラフ巨大地震の津波浸水想定図（明石市：最高津波水位2m、1mの津波が到達する最短時間115分、ただし実際の地震の際、断層のずれ方によってはこれよりも早く到達する可能性もある。）を基に、津波災害対策を進める。

上記の想定では、本市の浸水範囲は防潮堤外にとどまるとされているが、想定を超える津波を考慮して、災害ハザードマップにおいて本市が設定した標高3m

以下の津波の警戒が必要な範囲まで、注意を呼びかけることとする。

なお、津波の到達予想時刻は津波の第1波（津波により潮位に変動が生じるまでの時間）が、兵庫県瀬戸内海沿岸では10～20分後であるため、可能な限りその時刻までに避難ができるように最大限の努力をするよう呼び掛ける。

（1）津波避難の原則

ア 徒歩による避難を基本として、より早く、より遠く（明石市では北方向へ）、より高く（高台に）

海岸沿いや明石川下流など、標高の低い地域に居住する市民等は、地震発生後60分までに、「山陽電鉄よりも北へ」を1つの目安として、できる限り早く、遠くへ（下表参照）、又は堅牢な建物の2階以上など、高く安全な場所へ避難する。

地 区	避難の目安
東部地区（明石小学校区）	人丸小、明石公園など
東部地区（明石小学校区を除く）	J R線路より北側
西部地区	山陽電鉄線路より北側

イ 津波避難は「まず安全な場所へ」 → 次に避難所へ

（ア）津波避難は、まず安全な場所へ移動し、自らの命を守ることが重要である。

（イ）津波が収束するまでは一時避難を継続し、安全が確認された後、近くの避難所等へ移動する。

津波の場合、ほかの災害と違い津波避難＝避難所とせず

《①安全な場所へ一時移動 → ②収まったら避難所等へ》

市民は、日ごろから避難経路について各自又は地域で確認を行う。

（2）津波一時避難ビルの指定

兵庫県が平成26年2月に公表した南海トラフ巨大地震の津波浸水想定を踏まえて、明石市が設定した標高3m以下の津波の警戒が必要な範囲内にある建物の中から、必要に応じ、津波一時避難ビルの指定を促進する。

（3）複数の情報通信手段を活用した情報伝達

防災行政無線による放送、広報車等による伝達のほか、インターネット、有線放送による伝達や、携帯電話によるメール配信（防災ネットあかし、エリアメール、緊急速報メール）など複数の手段を活用し、住民への情報伝達を実施する。

第15章 海上災害への対応

平成9年1月に日本海で発生したロシア船籍タンカーナホトカ号の沈没による重油流出事故は、兵庫県の但馬海岸にも大きな被害をもたらした。一方、本市の前面海域については、その幅が狭く、また漁船を含めた船舶交通が輻輳しており、海上災害が危惧されるところである。そのため、ナホトカ号の事故の教訓等を踏まえ、海上災害への対応を以下のとおりとする。

1 災害の範囲

この計画における「海上災害」とは、以下の場合を指すものとする。

- (1) 本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- (2) 重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合

2 海上災害に関する基本的な考え方

(1) 海難による人身事故

本市沿岸域での船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により、人命救助等の必要が生じた場合は、当該船舶の船長のほか、水難救護法に基づき遭難船舶を認知した市は救護等の責務を負う。海上保安部は、海難の際の人命等の救助並びに救済を必要とする場合における援助を行う。

(2) 重油等の流出事故（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）

海上への重油等の流出により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等である。しかしながら、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、神戸海上保安部等の防除活動とともに、本市沿岸部においては、市はこれらの機関と連携、協力しながら防除にあたる。また、重油等が本市の陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分等は、基本的に原因者にその責務があるものの、市としての対応を行う必要がある。

3 応急対策

(1) 情報の収集・伝達

海上災害が発生した場合、関係機関からの情報収集や沿岸のパトロールの実施などによる情報収集を行うとともに、関係機関への電話連絡、FAXを活用した緊急連絡や、沿岸住民に対する防災無線等を活用した情報提供を行う。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、本市の沿岸海域で海上災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

(3) 広域応援体制

市長は、海上災害の規模によって、自衛隊その他の広域的な応援が必要であると認めるときは、各々の応援要請手続きに従って要請するものとする(応援要請の方法は第3編 第3章「広域応援体制」による)。

(4) 捜索、救助・救急、医療、消火活動

ア 捜索活動は、神戸海上保安部等、県及び県警察本部が相互に連携しながら実施するが、本市沿岸海域での場合は、市はこれらの機関と協力し活動するものとする。

イ 救助・救急活動は、事故が発生した船舶の船長、神戸海上保安部等及び県が行うが、本市沿岸海域の場合は、市はこれらの機関と協力し活動するものとする。

ウ 市及び明石市医師会は、負傷者等への医療、救護措置を迅速かつ的確に実施するため、神戸海上保安部等と連携しながら、患者の搬送、救助班の派遣、救護所の設置等を行う。また、災害の規模によっては、県に対し、県医師会、日本赤十字社等への医師の派遣要請を行う。

エ 火災が発生した場合の消火活動は、当該船舶の船長、神戸海上保安部等及び市が行う。

(5) 重油等の防除対策

ア 重油等の防除について必要な措置は、重油等を排出した船舶の船長等が行う。防除措置義務者がその措置を講じず、又は防除措置義務者が講じる措置のみでは対応できないと認められる場合は、神戸海上保安部、県等関係機関と連携を図りながら、必要な防除措置を講じることとする。

イ 国、沿岸の自治体、関係事業者等で構成されている大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会に総合調整本部が設置された場合、市は総合調整本部に参画し、各会員と協力して、可能な範囲で有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効果的な処理に努めることとする。

ウ 防除対策

- (ア) 重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合又は漂着した場合、情報収集や関係機関への情報提供及び必要な油防除資機材の調達等を行い、防除・回収作業を実施することとする。
- (イ) 回収作業にあたっては、県が策定した回収方針に沿って作業計画を策定し、これに基づき実施するものとする。
- (ウ) 回収作業のボランティアを確保するため、受入窓口を開設することとする。
- (エ) 重油等の漂着状況、回収状況を常に把握し、計画的・効率的な回収処理がなされるよう努めるものとする。
- (オ) 回収作業の従事者の健康対策について必要な措置を講じるものとする。
- (カ) 流出油等の保管、運搬、処理については、船舶の所有者等の防除義務者、防除義務者から委託を受けた海上災害防止センター等が主体となって行う。運搬や処理が直ちに行うことができない場合、市は、神戸海上保安部等防災関係機関と協力して、利用可能な空地等で一時保管を応急的に行う。その際、海上災害防止センター等を通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議することとする。

◎ 調達資材

長靴、ゴム手袋、防塵マスク、ひしゃく、雨ガッパ、防寒着、スコップ、ふるい、土のう袋、ビニールシート、油吸着材等

4 海上防災意識の向上

海上災害を想定した防災訓練の実施について留意するとともに、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会が主催する訓練に参加するなど第五管区海上保安本部等関係機関との連携強化に努め、海上防災意識の向上を図る。

◎ 防災関係機関の情報伝達図

